第３回世羅町議会定例会会議録

令和８年９月３日
第１日目

世　羅　町　議　会

1．議事日程

令和８年　第３回世羅町議会定例会　　（第１号）

令和８年９月３日

午前９時 00 分開会

於：世羅町役場議場

第１	会議録署名議員の指名
第２	会期の決定
第３	一般質問

２．出席議員は次のとおりである。（１２名）

１番	亀田知宏	２番	佐倉悠希
３番	矢山　靖	４番	宗重博之
５番	佐々木浩康	６番	福永貴弘
７番	向谷伸二	８番	上本　剛
９番	松尾陽子	10番	藤井照憲
11番	田原賢司	12番	髙橋公時

３．　欠席議員は次のとおりである。

なし

４．会議録署名議員

１番　亀田知宏　　２番　佐倉悠希

５．地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（１９名）

町長	奥田正和	副町長	金廣隆徳
会計課長	市尻孝志	総務課長	升行真路
財政課長	矢崎克生	企画課長	藤川道代
税務課長	小林英美	町民課長	道添　毅
子育て支援課長	藤井博美	健康保険課長	宮﨑満香
福祉課長	和泉美智子	産業振興課長	住田谷　保
商工観光課長	山崎　誠	建設課長	福本宏道
上下水道課長	広山幸治	せらにし支所長	前川弘樹
教育長	早間貴之	学校教育課長	山藤弘基
社会教育課長	向原孝樹		

６．職務のため議場に出席した事務局の職氏名（３名）

事務局長	黒木康範	書記	間處俊彦
嘱託書記	貞光有子		

令和８年第３回定例会一般質問通告事項一覧

【質問期日　令和８年９月３日】

順番	質問者	質　問　事　項
１	３番　矢山　靖	１　介護の最前線の声をどう反映するのか
２	８番　上本　剛	１　鳥獣被害対策の持続可能な体制構築は
３	10番　藤井照憲	１　主権者教育の充実を図るべきでは
４	９番　松尾陽子	１　災害時における応援職員の受け入れ体制は ２　避難所の環境改善の取組みは
５	７番　向谷伸二	１　集落維持と地域活動の担い手確保は

開　　会　　９時００分

（起立・礼・着席）

○議長（髙橋公時）　定例会の開会を前に、世羅町議会を代表してご挨拶申し上げます。

７月 28 日に発生いたしました令和８年熊本地震、並びに８月の千葉県、石川県、富山県、福井県における大雨災害において、犠牲となられた方々に謹んで哀悼の意を表し、お悔やみ申し上げます。

また、被災されたすべての皆様に心よりお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧・復興を祈念申し上げます。

現在、10 月 31 日まで庁舎内クールビズの実施により、軽装による勤務を行っています。議場内においても、これを適用いたします。　皆さんのご理解をお願いいたします。

開会に先立ち、町長の挨拶があります。

○町長（奥田正和）　はい。

○議長（髙橋公時）　町長。

○町長（奥田正和）　おはようございます。令和８年第３回世羅町議会定例会の開会にあたりまして一言ご挨拶申し上げたいと思います。

まず初めに、先ほど議長からもございましたように、７月末に発生いたしました令和８年熊本地震等によりお亡くなりになられた方々に哀悼の意を表しますとともに、被災され避難を余儀なくされている皆様に心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興を祈念いたします。

また世界においてもネパール等で大きな災害も起きております。現在、日本においても秋雨前線というのがございますが、その中にまた台風の影響等もあり、今後の農作物、また稲刈り等に影響がありそうでございます。天候に左右される農作業となるわけでございます。どうかお怪我のないように安全に作業いただきたいと思います。

今月から来月にかけまして各地域で敬老祝賀会が開催をされます。それぞれ趣向を凝らされての準備が進められております。お世話をいただく皆様に感謝を申し上げます。現在、最高齢の方については、105 歳でございます。本年度に 100 歳のお祝いに伺う予定となっておりますのは 14 名でございまして、そのな

かで在宅の方は１名となってございます。今後も健康でお過ごしいただければと思うところでございます。

また議会最終日にあたります９月 18 日においては、世羅高等学校創立 130 周年という記念行事が行われます。毎年こども食堂の会場として児童に学びや食事の提供も行っていただいております。先日は縁日をテーマに若い発想で盛り上げてくださいました。生徒の全国募集も始まり、歴史ある世羅高等学校がますます魅力あふれる学校になるように町としても応援をしてまいります。

今定例会におきましては、報告３件、同意２件、諮問３件、令和７年度の各会計決算認定、令和８年の補正予算などの議案を上程しております。慎重審議いただくなかで何卒お認めいただきますようにお願い申しあげまして、開会のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（髙橋公時）　町長の挨拶を終わります。

ただいまの出席議員は　１２　名であります。

定足数に達していますので、これより 令和８年第３回世羅町議会定例会を開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先だち、諸般の報告をいたします。

町長から、「政務報告」について提出されています。お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

教育長から、「教育行政報告」について提出されています。お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

７月 27 日から７月 28 日に開催の「令和８年度第２回市町村議会議員特別セミナー」に、８月６日から８月７日に開催の「令和８年度市町村議会議員研修」に、８月 19 日に開催の「広島県町議会議員研修会」に、お手元に配付のとおり、議員派遣しましたので報告をしておきます。

本定例会に出席を求めた説明員は、お手元に配付しました報告書のとおりであります。

本日までに受理した陳情書は、会議規則第 92 条の規定により、お手元に配付しています「請願陳情文書表」のとおり、所管の常任委員会へ付託しましたので、

ご了承願います。

次に監査委員から、令和８年５月分、６月分、７月分に関する「例月出納検査結果の報告書」及び令和８年６月実施の「随時監査の結果報告」及び「定例監査の結果報告」が提出されています。

写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

以上で、「諸般の報告」を終わります。

日程第１　会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定により、議長において、１番　亀田知宏議員、２番　佐倉悠希議員を指名いたします。

日程第２　会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から９月 18 日までの「16 日間」にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

〔　「異議なし」の声　〕

ご異議なしと認めます。

したがって、会期は、「16 日間」と決定しました。

日程第３　一般質問　を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

最初に　介護の最前線の声をどう反映するのか　３番　矢山　靖議員。

○３番（矢山　靖）　議長。

○議長（髙橋公時）　３番　矢山　靖議員。

○３番（矢山　靖）　それでは、議長より発言の許可をいただきました。通告に基づき質問いたします。私は６月定例会で訪問介護を中心とした介護人材不足について質問し、町からは第 10 期介護保険事業計画の中で整理検討していくとの答弁がありました。その後、福祉課への聞き取りに加え、訪問介護事業所の管理者、居宅介護支援事業者の管理者、ケアマネジャー、そして介護職員の皆さんから介護の最前線の実態を直接伺いました。皆さんが語られた内容は驚くほど共通されていました。それは単なる人材不足ではありません。今の介護報酬制度

では事業の採算がとりにくく、そのことが人材不足を深刻化させている制度上の問題です。

特に本町のような中山間地域では、利用者が広範囲に点在し、移動時間や燃料費など負担も大きく、事業の採算はさらに厳しくなっています。事業所からは募集しても人が来ない。介助を必要とする人がいても受け入れられない。企業努力だけではもう限界だという切実な声が相次ぎました。

さらに、このままでは10年ももたず、訪問介護体制を維持できないという言葉も伺いました。介護人材の不足は、介護事業所だけの問題ではありません。高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるための、地域の介護体制そのものを左右する待ったなしの課題です。現在、第10期介護保険事業の計画の策定が進められています。この計画が、現場の声を反映した実効性のあるものとなるよう以下質問いたします。

１．事業所ヒアリング結果について。６月定例会では、介護人材の確保と定着に向けて、事業所ヒアリングを実施し、現場の実態を踏まえながら、必要な介護人材数を把握していくとの答弁がありました。そこで伺います。今回のヒアリングは、どのような目的で実施されたのでしょうか。また、対象事業所数、回答事業所数及び回答率はどうなっているのか。

事業所の皆さんからはどのような課題や行政への要望が寄せられ、それらを町はどのように受けとめているのか。併せて今回のヒアリングで明らかになった課題のうち、町として最も優先して取組むべき課題は何であると認識しているのか、お示しください。

○町長（奥田正和）　はい。

○議長（髙橋公時）　町長。

○町長（奥田正和）　３番　矢山　靖議員の一般質問、介護の最前線の声をどう反映するのか。私のほうから１点目の事業所ヒアリング結果についてお答えをしたいと思います。

その前に矢山議員、これまでも福祉介護現場の状況なりを把握をされる中で、いろいろなご質問もいただいたところでございます。町としてもさまざまな取組みを進めていこうとはしておりますけれども、国策、国の政策と併せてさまざまな課題は多くあるわけでございます。一生懸命取組みたいと考えておるとこ

ろでございます。

今回の事業所のヒアリングにつきましては、第10期介護保険事業計画策定に向けての町内の介護サービス事業所が抱えている人材確保と定着に関する実態や課題、事業者が必要としている支援について調査をし、必要な施策に反映させることを目的に実施をしたところでございます。対象事業所32のうち、24の事業所から回答をいただき、回答率は75％でございます。

事業所ヒアリングから明らかになった課題といたしましては、新たな介護職員の確保が困難であること、中堅職員が不足し、かつ定着が難しいこと、給与・待遇面での不満、業務負担の増などがあげられたところでございます。

その中で、町として最も優先して取組むべき課題につきましては、介護サービス事業所の安定的な事業継続に向けまして、介護人材の確保と定着、利用者の支援の幅を広げるための地域資源の発掘と活用を図ることであると考えておるところでございます。

○３番（矢山　靖）　（挙手）

○議長（髙橋公時）　３番　矢山　靖議員。

○３番（矢山　靖）　今回のヒアリングで、現場の課題が明らかになり、町としても介護人材の確保と定着、これを最優先の課題として認識していることがわかりました。では、その現場の声を第10期計画にどのように反映していくのか、介護の最前線の声を計画へ反映する仕組みづくりについて伺います。

第10期計画は、今後３年間の本町の介護施策を方向づける重要な計画です。現場の声を十分に反映し、実効性あるものにする必要があります。そこで伺います。この計画を審議する世羅町高齢者保健福祉事業運営委員会は、どのような考え方で委員を選任しているのでしょうか。委員数と分野別の構成、訪問介護事業所や居宅介護支援事業所など、在宅介護を担う関係者は、どのように参画しているのかお示しください。また、運営委員会は計画完成までに何回開催し、現在どの段階まで議論が進んでいるのでしょうか。併せて事業者ヒアリングで寄せられた現場の切実な声を、どのような考え方で、委員会へ報告し、計画へ反映していくのか、単なる意見聴取で終わらせることなく、具体的な施策としてどのように繋げていくのか、お示しください。

○福祉課長（和泉美智子）　議長。

○議長（髙橋公時）　福祉課長。
○福祉課長（和泉美智子）　それでは２点目の「第 10 期介護保険事業計画について」の「（１）介護の最前線の声を計画へ反映する仕組みについて」お答えをいたします。

世羅町高齢者保健福祉事業運営委員会の委員の選任につきましては、設置要綱に基づき、町長から委員委嘱を行う方法となっております。現在、保健医療関係者、福祉関係機関、介護保険被保険者の代表者、高齢者福祉の専門的な知識を有する方の 17 名で組織をされております。

この委員会は町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の策定・見直しに関する重要な事項を検証、審議していただくとともに、町長に建議することとなっております。幅広い関係者の参画のもとで諸課題の検討を行い、ご意見をいただき、施策の進捗を行ってまいります。
○３番（矢山　靖）　（挙手）
○議長（髙橋公時）　３番　矢山　靖議員。
○３番（矢山　靖）　再質問します。先ほど 17 名で組織され、事業計画の策定や見直しに関する重要な事項を審議するとの答弁でありました。通告で伺った計画完成まであと開催回数と現在の議論の進捗についてはお答えがありませんでした。改めて伺います。第 10 期計画の策定に向け、現在何回開催され、完成までにあと何回開催する予定で、現在どの段階まで議論が進んでいるんでしょうか。また、今回の事業者ヒアリングで寄せられた介護の最前線の声を、いつどのように委員会へ報告して、第 10 期計画にどう反映していくのか、お示しください。
○福祉課長（和泉美智子）　議長。
○議長（髙橋公時）　福祉課長。
○福祉課長（和泉美智子）　それではお答えします。今年度の高齢者保健福祉事業運営委員会の開催と議論の状況についてでございます。

委員会は現在２回開催をしております。計画完成までにあと３回の開催予定でございます。また議論の段階ですが、第２回の委員会では、町内の要介護認定を受けておられない 65 歳以上の方 3000 人を対象に行った介護予防・日常生活圏域ニーズ調査等の結果や、令和７年度の介護保険事業の実績報告を行った上

で、第 10 期計画の骨子案をお示しし、委員の皆様からご意見を頂戴しました。また、事業所ヒアリング結果の報告につきましては、今月開催予定の第３回の委員会で行うこととしております。以上でございます。

○３番（矢山　靖）　（挙手）

○議長（髙橋公時）　３番　矢山　靖議員。

○３番（矢山　靖）　もう１点、再質問します。私は今回も介護の最前線の実態調査を行い、実態を直接伺いました。そこで、複数の事業所から共通して聞いたのが、町には一緒に汗をかく姿勢が足りないという言葉です。これは町からアンケートや聞き取りがあっても、意見がどう生かされたのかわからない。解決策を一緒に考える場がないという受け止めがあります。

現場が求めているのは、行政に任せることではありません。一緒に地域の介護を守ってほしい。一緒に考え、一緒に汗をかいてほしいということです。先ほど、運営委員会は幅広い関係者の参画のもとで検討すると答弁されました。しかし、現場の声が届くだけで終わっては、計画に生かされたのか、現場にはわかりません。そこで伺います。町が計画に何を反映したのかを現場に返し、現場と一緒に解決策を考える仕組みづくりをする考えはあるのでしょうか。一緒に汗をかいてほしいと託された声に、町としてどう応えていくのか、お答えください。

○福祉課長（和泉美智子）　議長。

○議長（髙橋公時）　福祉課長。

○福祉課長（和泉美智子）　お答えします。町と現場との解決策の仕組みについてのご質問でございますが、担当の福祉課も相談窓口である地域包括支援センターの職員も、日々現場の声をお聞きしながら業務に励んでおります。

第 10 期計画の策定におきましても、事業所の皆様から調査へのご協力をいただいておりますので、貴重なご意見や職場実態につきましては、改善に向けた施策への反映を行えるよう、今後委員会への報告、協議を行ってまいります。一緒に汗をかいて欲しいとの現場の声も日々お聞きをしております。人材不足や業務過多、低賃金、人間関係等、このまま放置すると離職が進み、介護ケアの質の低下を招く深刻な問題であると認識をしております。以上でございます

○３番（矢山　靖）　（挙手）

○議長（髙橋公時）　３番　矢山　靖議員。

○３番（矢山　靖）　次に、計画の目標設定について伺います。第 10 期計画では、介護人材の確保や訪問介護体制の維持について、どのような目標を設定して取組む考えでしょうか。また、計画の進捗や成果についてどのような指標や方法で検証していく考えなのか、伺います。
○福祉課長（和泉美智子）　議長。
○議長（髙橋公時）　福祉課長。
○福祉課長（和泉美智子）　「（２）計画の目標設定について」お答えします。
　介護保険事業計画の目標値につきましては、国の地域包括ケア「見える化」システムの将来推計機能を活用し、９月中に初回の算出を行うこととなっております。この将来推計機能は、第９期計画期間（令和６年度～令和８年度）の「介護保険事業状況報告」に基づいて、第 10 期介護保険事業計画における介護サービス見込み量及び介護保険料基準額の推計を行うものです。算出された見込み量に合わせて、町の実情に応じた必要なサービス提供体制のあり方について高齢者保健福祉事業運営委員会で検討し、次期計画へ反映することとしております。
○３番（矢山　靖）　（挙手）
○議長（髙橋公時）　３番　矢山　靖議員。
○３番（矢山　靖）　再質問します。6 月定例会では、介護人材の確保定着に向け、資格取得支援や研修などに取組むとともに、町長からも介護人材不足は喫緊の課題であり、第 10 期計画に現状と将来像をしっかり持って進めていくとの考えが示されました。一方、今回課長に事前にお聞きしたところ、第 10 期計画では、町独自の数値目標を設定する予定はないんだということでした。介護人材全体について、細かな数値目標を設定することが難しいということは理解できます。しかし、広島県医療介護政策課に確認したところ、国のデータを使って市町ごとの介護人材の必要人数を推計しており、世羅町についても、令和４年度で 431 人、令和８年度 435 人という推計値が示されています。こうした推計を活用して、世羅町としても必要な介護人材数を把握できることはできるのではないでしょうか。また、人材確保は人数だけではありません。６月定例会でも研修について、日々の業務に追われる中で、利用しづらいんだという現場の声をお伝えしました。県では、出前研修やオンラインなど、現場が参加しやすい方法も取り

入れています。町としても、研修をただ実施するだけでなく、職員が実際に参加できたのか、利用しやすかったのか、そこまで確認する必要があるのではないでしょうか。

さらに、先日参加した老人福祉施設連盟主催の福祉と地域体験ツアーには、現役の世羅高校生も参加していました。そして、介護の仕事について、大きなやりがいがある。もっと早くこの仕事をすれば良かったと、そういった声も伺いました。また、世羅高校で資格を取得して、就職した方がいる一方、無資格で就職し、働きながら学んでいる方も多いと伺いました。介護の仕事の魅力を伝え、無資格、未経験でも働きながら学べる環境を作ることが重要ではないでしょうか。町として具体的に進める考えはあるのでしょうか。先ほどの答弁では、計画の進捗や成果を確認する具体的な指標や検証方法についてのお答えがありませんでした。10 期計画では、何を指標として、人材確保や訪問介護体制の改善に繋がったのか、どのような進捗や成果を検証していくのか、改めて伺います。

○福祉課長（和泉美智子）　議長。

○議長（髙橋公時）　福祉課長。

○福祉課長（和泉美智子）　お答えします。初めに、町として、県の推計値をもとに、必要な介護人材数を把握し、第 10 期計画における人材確保策の基礎とする考えがあるかというご質問についてでございます。

県が公表している世羅町の推計値につきましては、国、厚労省が示す介護人材、需給推計ワークシートにより、介護人材に関する推計を行った結果によるものでございます。このワークシートは、将来人口とサービス需要、介護職員配置率を組み合わせて、将来的な介護職員の必要数を算出し、実際の供給状況と比較することで、不足や過剰を把握するツールとなっております。第 10 期計画策定において、町の実情に応じた中長期的な介護人材確保対策の検討の資料として参考といたします。

続いて、町として研修の実施状況だけでなく、参加状況や利用のしやすさまで把握をし、今後の研修内容や実施方法の改善があるかとのご質問についてでございます。

地域包括支援センターでは毎月 1 回、地域連携ネットワーク会議を開催し、研修を行っております。地域の医療介護関係者が集まり、顔の見える関係づくり

に取組んでおります。一方で参加が難しい方への配慮としまして、知識や技術の習得を目的とする研修につきましては、夕方からオンライン研修を開催しております。それぞれに意義があると考えますので、今後も対面での研修、オンラインでの研修と効果的な開催のあり方を検討してまいります。

また、第10期計画の進捗管理および検証についてでございます。介護保険事業計画はこれまでも、計画の成果指標と各施策の目標について、達成状況に関する調査と評価を行い、結果を今日公表することとしております。当然、PDCAを繰り返す中で、計画の進捗状況や実態把握、課題分析におきましては、国の地域包括ケア見える化システムを活用し、毎年度、高齢者保健福祉事業運営委員会で共有をしております。以上でございます。

○３番（矢山　靖）　（挙手）

○議長（髙橋公時）　３番　矢山　靖議員。

○３番（矢山　靖）　次に、訪問介護体制の現状と将来見通しについて。まず、現状評価について伺います。訪問介護は、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるための、在宅介護の基盤となるサービスです。訪問介護事業所等から伺ったところ、人材不足だけでなく、中山間地域では利用者が広範囲に点在し、移動時間や車両費、燃料費などの負担が大きく、現在の介護報酬では、事業の採算がとりにくいんだという実態が共通して語られました。その結果、新たな利用者を受け入れられない状況や、職員1名の退職をきっかけに13人の利用者の受け入れが困難となり、いわゆる介護難民が発生した事例も生じています。

さらに、今年の猛暑の時期には、1人のヘルパーが体調を崩せば代わりを出すことができない。一つの事業所で何か起これば、その影響が町全体に及ぶという体制への危機感も聞きました。事業所の閉鎖、慢性的なヘルパー不足、そして1人の退職をきっかけに利用者の受け入れが困難になる状況。本町の訪問介護体制は、ごく限られた人員で綱渡りのように維持されている状況にあるのではないでしょうか。そして、これは将来の懸念でなく既に本町の在宅介護体制が揺らぎ始めている現実ではないでしょうか。第9期介護保険事業計画では、安心して生活できるまちづくりの推進などが、基本目標として掲げられています。しかし、実際には、介護サービスを受けたくても受けられない状況が起きています。第10期計画を実効性あるものとするためにはまず、現在の訪問介護体制を正しく認

識することが重要です。そこで伺います。町は現在の訪問介護体制をどのように評価しているのでしょうか。また、第９期計画で掲げた目標と現在の訪問介護体制の実態との間にある課題をどのように認識しているのでしょうか。さらに、県が毎年実施している介護人材需給調査を踏まえ、本町の訪問介護員は、必要人数に対して充足しているのでしょうか。不足しているのであれば、現在どの程度不足しているのか、また、その不足が住民サービス提供にどのような影響を及ぼしていると認識しているのか伺います。

○福祉課長（和泉美智子）　議長。

○議長（髙橋公時）　福祉課長。

○福祉課長（和泉美智子）　　それでは３点目の「訪問介護体制の現状と将来見通しについて」の１点目「（１）訪問介護体制の現状評価について」お答えします。

まず、全体の訪問介護サービスの総量を示す介護サービス給付費につきましては、令和５年度以降、年々減少している状況です。

現行の第９期介護保険事業計画におきましては、訪問介護事業所の適正人数についての算出は行っておりませんが、本町の訪問介護体制は、昨年から続く事業所の廃止や訪問介護職員の高齢化等に伴い、現在の需要に対し供給が追いつかない状況にあると認識しています。このままの推移であった場合、利用者の皆様が希望される曜日や時間帯へのサービス提供に応えることができず、さらに深刻な状況になることを予想しています。

町としましては、引続き人材確保の取組を進めるとともに、介護サービスの利用のあり方につきまして、住民の皆様にも一定のご理解をいただく必要があると考えております。訪問介護員という専門性の周知を図りつつ、民間サービスやボランティア等の活用もご提案できるよう、取組んでまいります。

○３番（矢山　靖）　（挙手）

○議長（髙橋公時）　３番　矢山　靖議員。

○３番（矢山　靖）　再質問します。先ほどの答弁で町は現在の訪問介護体制について、現在の需要に対して供給が追いつかない状況にあると認識されているとのことでした。そこで伺うんですが、現在必要な人数に対して、訪問介護員は算出してないということなんですが、実際に何人程度不足していると認識され

ているのでしょうか。県の推計などを踏まえ、現時点で町が把握している不足人数を具体的にお示しください。

次に、第９期計画では、介護保険サービス提供体制の充実等を掲げていますが、現実には介護サービスを受けたくても受けられない状況も生じています。通告でも伺ったんですが、先ほどの答弁ではこの点について具体的なお答えがありませんでした。第９期計画の目標と、現在の訪問介護との実態との間に、町としてどのような課題があったと認識しているのでしょうか。またその課題を第 10 期計画では、どのように改善していく考えなのかお示しください。

そして最後に、先ほど介護サービスの利用のあり方について、住民の皆様にも一定のご理解をいただく必要があると答弁がありました。しかし、供給の不足している背景には、住民の利用の仕方だけでなくて、事業所の廃止や訪問介護職員の高齢化、人材不足など、介護を支える側の体制にも大きな課題があります。住民に理解を求めることも必要かもしれません。しかし、まず町として、訪問介護を維持するために何ができるのかを考え、具体的な対策を講じることが必要ではないでしょうか。町として今後どのような対策を講じ、訪問介護の供給不足をどこまで改善していく考えなのか、以上３点、答弁を求めます。

○福祉課長（和泉美智子）　議長。

○議長（髙橋公時）　福祉課長。

○福祉課長（和泉美智子）　それではお答えします。現時点で町が把握している訪問介護員の不足人数についてでございます。

町内の訪問介護員は、令和８年６月時点で３事業所に 20 名おられます。８月の訪問介護の利用者数が 118 人でしたので、訪問介護員 1 人当たり平均６人の利用者を受け持っておられます。利用者には、軽度の方から重度の方、また生活援助のみの方、身体介護と生活援助を受けられる方、提供時間、地理的要件、また職員の働き方も違いますので、現段階で不足数をお示しすることが困難な状況ではございますが、現状、訪問介護の現場は余裕のない状況でございます。

また、第９期計画の目標と、現在の訪問介護の実態との間に、町としてどのような課題があったと認識し、第 10 期計画でどのように改善していくのか。今後どのような対策を講じ、訪問介護の供給不足をどこまで改善していく考えなのかのご質問についてでございますが、第９期計画におきましては、訪問介護サー

ビス事業については、担い手不足や高齢化により、今後の人材確保が課題でございました。第９期計画策定時には、訪問介護事業所が５事業所ありましたので、体制を維持していくことで、住民の皆さんの介護ニーズには十分充足すると見込んでおりました。しかしながら、昨年から相次ぎ、２つの事業所が廃止、閉所となったため、第 10 期計画においては、世羅町の訪問介護事業を維持するために、現在の訪問介護員、ヘルパーの離職を防ぎ、定着に向けた対策と併せ、地域や民間で支えるサービスの構築を急ぐ必要があると考えております。以上でございます。

○３番（矢山　靖）　（挙手）

○議長（髙橋公時）　３番　矢山　靖議員。

○３番（矢山　靖）　次に、訪問介護体制の将来見通しと危機認識について伺います。６月定例会において、町は 2040 年問題を見据え、介護人材の確保が重要な課題であるとの認識を示されました。しかし、今回訪問介護事業所や居宅介護支援事業所の皆さんからお話を伺う中で共通して聞かれたのは、このままでは 10 年もたないという切実な危機感でした。これは単に事業所の経営を心配している言葉ではありません。人材不足が進めば、住民が必要な訪問介護を受けられなくなるという、地域の在宅介護体制そのものへの危機感です。

そこで伺います。町は、現在の介護人材の状況や事業所の経営状況を踏まえ、このままの体制で将来にわたり、本町の訪問介護体制を維持できると考えておられるのでしょうか。また、2040 年を待つまでもなく、より早い段階で、体制維持が困難になる可能性をどのように認識されているのでしょうか。さらに、地域の介護を支える皆さんから示された危機感を町としてどのように受け止め、本町の訪問介護体制の将来をどう見通しているのかお示しください。

○福祉課長（和泉美智子）　議長。

○議長（髙橋公時）　福祉課長。

○福祉課長（和泉美智子）　それでは「（２）訪問介護体制の将来見通しと危機認識について」お答えします。

訪問介護の報酬につきましては、国の令和６年度介護報酬改定により約２％引き下げられたことにより、全国的にも事業所の廃止や倒産が相次ぎました。現在、国において、第 10 期介護保険計画に係る介護報酬の見直しについて、介護

事業所の経営実態を踏まえ議論をされております。

町といたしましては、国の動向を見守りつつ、2040 年に向けた高齢化社会に対応するため、必要な訪問介護サービスの見込み量の算出とともに、人材確保、医療・介護連携等の視点も含めた必要な施策を検討してまいります。

○３番（矢山　靖）　（挙手）

○議長（髙橋公時）　３番　矢山　靖議員。

○３番（矢山　靖）　再質問します。人材確保や医療介護連携など、必要な施策を検討していくとの答弁がありました。介護の最前線からは必要な介護サービスを受けられなくなることへの強い危機感が示されています。介護は、サービスを提供する側だけの問題ではありません。必要なときに必要な介護を受けられる体制を守ることは、住民の暮らしを支える行政の責任でもあります。国の介護報酬の見直しを待つだけでなく、世羅町として今できることを具体的に考えて取組む必要があるのではないでしょうか。町として、訪問介護を守るために何ができるのか、具体的な考えを伺います。

○福祉課長（和泉美智子）　議長。

○議長（髙橋公時）　福祉課長。

○福祉課長（和泉美智子）　それでは、国の令和９年度の介護報酬の見直しを待たず、町として、今訪問介護を守るためにできる具体策はのご質問でございます。訪問介護事業は、高齢化の進行とともに需要が拡大していく非常に重要な介護サービスです。また訪問介護員には高い技術力と、コミュニケーション力といった専門性が求められ、町の介護サービスの質の低下を招かないためにも、継続した在職者研修、そして新たな人材確保をするための実務者研修の開催、そして介護現場の魅力を発信し、伝えていく取組みが必要と考えております。

国の介護保険制度の見直しでは、中山間、人口減少地域における特例介護サービスの導入や、月単位での定額払いとなる包括的な評価報酬の選択、複数事業者間の連携促進への支援などが予定をされています。町として、こうした事業の活用も検討してまいります。以上でございます。

○３番（矢山　靖）　（挙手）

○議長（髙橋公時）　３番　矢山　靖議員。

○３番（矢山　靖）　次は、第 10 期計画における町独自の支援策について伺い

ます。町では資格取得支援や介護人材確保総合支援協議会で、取組みなど、介護人材確保に向けた施策を実施されています。しかし、私がお話を伺った事業所では、企業努力だけでは限界など、切実な声が聞かれました。また、国の制度だけでは、この地域の訪問介護は守れないという強い危機感も語られました。その上で、中山間地域の実情に応じた町独自の支援や、行政が主体となって、訪問介護体制を支える仕組みづくりなど、町のより積極的な関与を求める意見も寄せられました。行政には、制度を運用するだけでなく、地域の実情に応じて支える役割が求められていると考えます。そこで伺います。中山間地域において訪問介護事業所が事業を継続し、住民が必要なときに必要な訪問介護を受けられる体制を維持していくことを、第10期計画の重要な目標として位置づける考えはあるのでしょうか。またその実現に向け、町独自の支援策や、訪問介護事業所が地域で事業を継続できる環境づくりについて、どのような施策を講じていく考えなのかお示しください。

○福祉課長（和泉美智子）　議長。

○議長（髙橋公時）　福祉課長。

○福祉課長（和泉美智子）　４点目の「第10期介護保険事業計画における町独自の支援策について」お答えします。

介護人材の確保につきましては、町独自の資格取得補助金制度や町内の社会福祉法人と連携した介護人材確保等総合支援協議会での取組みを引き続き進めてまいります。

また、第10期介護保険事業計画におきましても、町内のどの地域においても、利用者本人にとって必要なサービスが受けられるよう、また安心して訪問介護に従事できるよう、実情に応じた方策について、高齢者保健福祉事業運営委員会において検討してまいります。

○３番（矢山　靖）　（挙手）

○議長（髙橋公時）　３番　矢山　靖議員。

○３番（矢山　靖）　先ほど、町独自の資格取得補助金や取組みを引き続き進めていくとの答弁ありました。しかし、介護の最前線からは、今の取組みだけではもうもたないという切実な声が聞かれています。既に、必要なサービスを受けられない事態も生じていることを考えれば、現在の取組みを続けるだけでなく、中

山間地域で訪問介護を維持するための新たな町独自の支援策が必要ではないでしょうか。決算資料によると町の介護保険事業の基金残高は、令和７年度末で約4億7818万円となっています。この基金が、介護保険財政の安定や保険料の上昇抑制に活用されることは承知しています。しかし、介護保険は保険料を抑えるだけでなくて、必要なときに必要な介護を受けられる体制を維持してこそ、制度として成り立つものです。

そこで伺います。介護保険事業の基金を活用できる事業があるのかも含めて、中山間地域の訪問介護を守るために、町独自の支援策を検討する考えがあるのか伺います。

○福祉課長（和泉美智子）　議長。

○議長（髙橋公時）　福祉課長。

○福祉課長（和泉美智子）　それでは介護保険事業の基金活用と、町独自の支援策についてのご質問についてでございますが、世羅町介護給付費準備基金条例第７条におきまして、要介護者及び要支援者の増加等により、第１号被保険者の保険料を財源として行う介護保険事業の財源が不足する場合に、その不足額を補うための財源に基金を充てることとなっております。

国と県によります消費税を財源とした地域医療介護総合確保基金の活用につきましては、今年度も町内の老人福祉施設において活用される予定となっております。町におきましても、今後も特定財源の確保に努めながら、必要なときに、必要な介護を受けられるよう住民の皆様のサービス向上に向けて活用可能な基金や交付金、補助金の導入に努めてまいります。以上でございます。

○３番（矢山　靖）　（挙手）

○議長（髙橋公時）　３番　矢山　靖議員。

○３番（矢山　靖）　次に社会福祉協議会の役割について伺います。訪問介護体制を維持していくためには、民間事業所だけでは支えきれない地域もある中で、地域福祉の中核を担い、訪問介護も担っている社協の役割も重要であると考えます。私が介護の現場の皆さんからお話を伺う中でも、社協だからこそ、地域全体を支える役割をもっと発揮してほしいという強い期待の声がありました。もちろん、社協には人員体制や事業内容など、さまざまな事業があり、限られた体制の中で、地域福祉を支えていただいていることは十分承知しています。しかし、

こうした声が出る背景には、それだけ社協が地域福祉の中心的な存在として、大きな期待を寄せられていることの表れではないでしょうか。私は、社協は地域福祉を支える大切な存在であり、事業所とともに、地域の介護を支える重要な役割を担っていると考えています。だからこそ社協が、これまで培ってきた経験や地域の繋がりを生かしながら、事業所とも力を合わせて、地域全体の介護を支えていくことが重要ではないでしょうか。そこで伺います。現在町の訪問介護体制の中で、社協をどのような役割を担う組織として位置づけているのでしょうか。また、第 10 期計画では、事業所との役割分担や連携をどのように整理し、地域の介護を支える中で、社協をどのような存在として位置づけていく考えなのか。さらにその役割を十分果たせるよう町として、社協をどのように支え、連携を進めていく考えなのかお示しください。

○福祉課長（和泉美智子）　議長。

○議長（髙橋公時）　福祉課長。

○福祉課長（和泉美智子）　５点目の「社会福祉協議会の役割について」お答えします。

社会福祉協議会は、社会福祉法に基づいて各市町村へ設置されており、地域福祉の推進を目的として組織された民間の社会福祉団体です。世羅町社会福祉協議会では、介護保険法に基づく介護保険事業や社会福祉法に基づくさまざまな社会福祉事業を実施されておられます。町や県社会福祉協議会だけでなく、民間企業や介護事業所、自治組織やボランティア団体等と連携・協力され、地域住民の福祉に大きく寄与いただいております。

第 10 期介護保険事業計画におきましても、訪問介護、通所介護、居宅支援事業所として、また町から委託している閉じこもり予防支援通所事業や生活支援体制整備事業等、地域の特性を踏まえた福祉サービスの推進について、引き続き、連携して取組んでいただきたいと考えております。

○３番（矢山　靖）　（挙手）

○議長（髙橋公時）　３番　矢山　靖議員。

○３番（矢山　靖）　再質問します。社協では、てごねっとのような介護保険外サービスも実施され、地域を支える役割を果たされています。一方、訪問介護の担い手不足が深刻化する中で、社協が持つ人材やノウハウを地域全体の力とし

て生かしていく視点も必要ではないでしょうか。また、地域包括支援センターも介護だけでなく、障害や引きこもり、家族の問題など、複雑な相談を受け止め、必要な支援に繋ぐなど、地域の介護福祉を繋ぐ役割を担っています。

その一方で、限られた職員に負担が集中していることへの心配も聞きました。私は、現場の頑張りに頼り続けるだけでは、地域の介護を守ることはできないと考えます。社協、地域包括支援センター、事業所がそれぞれ懸命に地域を支えているからこそ、その力を繋ぎ、町全体で地域の介護を支える仕組みをつくることが重要ではないでしょうか。

そこで伺います。第10期計画では、町、地域包括支援センター、社協、事業所がそれぞれ強みを生かし、誰がどの役割を担い、連携して地域の介護を支えるのか、具体的に整理し位置づけていく考えがあるのか、お示しください。

○福祉課長（和泉美智子）　議長。

○議長（髙橋公時）　福祉課長。

○福祉課長（和泉美智子）　それでは、次期第10期計画における連携した地域の介護の支え方につきまして、具体的な整理、そして計画の位置づけについての考えについてお伺いされたご質問につきましてお答えします。

第10期計画につきましては、保険者である町、そして地域包括支援センターを初め、社会福祉協議会や医療介護事業者、民間事業者、そして地域の皆様と連携して、引き続き地域包括ケアシステムの深化を進めてまいります。住民1人1人が元気なうちから積極的に健康づくりや介護予防に取組んでいただき、人生の最後まで心身ともに健やかに暮らせるよう、介護予防事業を推進するとともに、多様な主体が協働し支え合う地域の仕組みを構築するために、住民主体の取組みを生活支援体制整備事業等と連携して行っていきたいと考えております。また、医療や介護が必要になっても、住み慣れた地域で暮らしていただけるように、医療と介護の専門職による多職種連携を図っていく所存です。

連携の手法についてでございますが、地域包括支援センターにおいて毎月開催している地域連携ネットワーク会議等において、研修会を開催したり、また個別事例の検討を行う中での多職種連携、ケアマネジャーの個別相談対応、そして指導、助言、医療保健福祉、介護、地域住民の関係者が連携した地域ケア会議をより充実させることで、地域課題の整理や解決のための有効な手法の共有など、

必要な対策について検討してまいります。以上でございます。

○３番（矢山　靖）　（挙手）

○議長（髙橋公時）　３番　矢山　靖議員。

○３番（矢山　靖）　６月定例会で町長は、介護人材不足は喫緊の課題であり、第 10 期計画にしっかり明記し、計画は作っただけではいけない、実効性のある計画に仕上げたいと答弁されました。今回、介護の最前線からお話を伺い、訪問介護は既に限界に近づいているという危機感を強く感じました。

最後に伺います。町長の認識と第 10 期計画への反映についてです。私は、ヒアリングの最後にどの現場でも同じ質問をしました。もし今、町長が目の前におられたら、一番伝えたいことは何ですか。すると、返ってきた言葉は驚くほど共通していました。そこで町長にぜひ聞いてほしいことがあります。もし町長のご家族が、要介護５で寝たきりになり、ヘルパーが来られない状況になったらどうされますか。その問いかけに、こう続けられました。食事は宅配や冷凍食品など、工夫できるかもしれない。しかし、排泄介助だけは待つことができない。昼も夜も続きます。家族だけでは支えきれません。だからこそ、ヘルパーが必要なんです。でもそのヘルパーが足りず、お願いしたくても来てもらえない。今、地域ではそんな現実が起きています。私はこの言葉を聞いて、最も胸を打たれたのは、行政への不満ではありませんでした。利用者の暮らしを何としても守りたい。最後まで住み慣れた地域で安心して暮らしてほしい。その一心で支え続けている現場の強い使命感でした。

しかし、その思いがあるからこそ、なんとかしてあげたい。でも人がいない。利用者さんを見捨てたくない。でも、受けたくても受けられない。そんな葛藤を抱えながら仕事を続けておられることがひしひしと伝わってきました。

町長、この問いは、私自身の問いではありません。地域で利用者を支え続けている皆さんが、ぜひ町長に届けてほしいと、私に託された問いです。この問いを町長としてだけでなく、1 人の家族として受け止めたときに、本町の訪問介護体制の実態をどのように受け止められるのでしょうか。そして、６月議会で答弁された計画は作っただけではいけないんだという言葉を、第 10 期計画の中でどのような施策として、具体化していかれるのか。地域の介護を支える皆さんの切実な思いに、町長としてどのような覚悟で答えていかれるのかお伺いします。

○町長（奥田正和）　はい。

○議長（髙橋公時）　町長。

○町長（奥田正和）　私の今後の計画に対しての考えについて問いをいただきました。

議員がこういうふうに訪問介護の実態を調査され、いろんなご意見を現場から聞かれたというのは本当に素晴らしいことでもあり、町へ届いていない部分もあったのかもしれません。なかなか言えないことがあった中でもっと町も聞く耳をしっかり持って、こういった取組みをしっかり実効性のあるものにしていかねばならないと今回の質問を通じて感じたところでございます。

議員おっしゃいますように世羅町、住み慣れた地域でいつまでも自宅、在宅でお過ごしいただけるような取組みをしなければならない。これは介護保険事業全体の課題であると思っています。というのが施設介護になりますとかなりの負担がかかります。なおかつ、その介護保険を支えている仕組みの中でいうと、皆さんのそういった負担も増になってくるという状況の中で、やはりいかに健康で在宅でお住まいいただけるか。これは介護現場のみならず医療現場においても、今訪問リハビリといった形で取組もいただいています。なかなか医療行為という部分は介護にはできませんけれども、ともに頑張って連携していくという状況だと思います。やはり寝たきりであると、先ほど言われましたように排泄のことのみならず、やはり体を動かさないと、そういった汗もたまりますし体も硬直していくような状況。やはりそういったところをしっかりですね、介助いただく中で食事もですけれども、そういった家庭内の状況全体も見渡していただけるという、これは衛生上の問題にもなってまいります。そういった取組みをしていただいている現状はですね、私もこれまでも何度か見てきましたけれども、まだまだ行政としての役割、するべきことというのはあろうかと思います。今回の次期計画の中でも有識者の方々、それぞれのご意見をいただく中で、また町がそういったご意見を聞いている中で、そして何よりもこういった現場の声が届いて反映できるように、本日、第３回目を行うということでありますが、そういったところを勘案しながら今後の計画づくりが必要だと思っています。

担い手不足、これは人口減少に伴うものもございますけれども、町内の介護事業者、そして関係職種間でしっかり連携を行っていただきながら、行政も先に立

っていろんな事業を応援できるメニューづくりも必要かと思います。必要なところに必要なサービスが届くように、体制を引き続き確保できるよう、必要な対応を検討していきたいと考えております。以上でございます。

○３番（矢山　靖）　（挙手）

○議長（髙橋公時）　３番　矢山　靖議員。

○３番（矢山　靖）　再質問します。町長、今のご答弁で私が現場から託された思いにまだ十分にお答えいただいていないと感じています。私が伺いたかったのは、先ほど言われたんですが、行政としてすることもあるとも町長先ほど言われておりました、必要な対応を検討するという一般的な方針ではありません。実際に今、訪問介護の現場では必要としている人がいても、担い手が不足しているため、受けたくても受けられないという状況が続いています。ヘルパーが来られなかったら、家族だけで支えるのか。この問いを、町長ご自身が１人の家族として受け止めたとき、今の延長線上の取組みで、この訪問介護の体制を維持できると考えておられるのか。それとも今こそ新たな支援策や町独自の対策が必要な局面にあると認識されているのでしょうか。私は、地域の介護を守るためには、国や県の制度を待つだけでなくて、地域支援事業など、町が活用できる制度を戦略的に生かし、町独自の施策を展開していくことが必要だと考えています。第10期計画にもこうした介護の最前線の切実な声をしっかり反映していただきたい。必要な対応を検討するという段階から、一歩踏み込み訪問介護を守るために、町として具体的な支援策を講じていく考えがあるのか、町長のお考えを最後にもう一度お聞かせください。

○町長（奥田正和）　はい。

○議長（髙橋公時）　町長。

○町長（奥田正和）　この度の質問は訪問介護に特化したご質問でございます。先般来のご質問の中では、ケアマネの状況であったり、福祉現場の全般的な状況を、議員からもお示しいただきました。今回は訪問介護にどういう施策を整えていくのかというところだと思います。議員もいろいろと状況を聞かれた中で、必要とされるところに必要な措置がいると思います。ただ何でもかんでもができるわけではございません。現状ではその介護者、特にですね、現場に行かれたときに寝返りをしっかりしたために腰を壊されたりとかですね、また遠方へ行く

ということで事故等も懸念がされます。そういったところも町としてどういうふうにしっかり措置をしなければならないところの一つかとは思います。何が必要とされているか、再度ですね、よくよく現場の声もいただきながら、何よりもですね、利用者様にとって何が一番いいのか、そういったところも考えながら町も進めてまいりますので、今これといったメニューづくりはすぐお答えできませんけれども、今後においてこの計画の中でしっかり、またすぐできるものもあるやもしれません。そういったところもですね、しっかり福祉課長もいろいろ答弁させていただきましたけれども、やる気満々でございますので、頑張っておりますので、一つ応援の意味でまたご指導いただければと思います。

○３番（矢山　靖）　（挙手）

○議長（髙橋公時）　３番　矢山　靖議員。

○３番（矢山　靖）　この一般質問を通じて、町は訪問介護の担い手不足が深刻で、現在の需要に対して供給が追いついていないことなど認識されました。しかし今、実際に起きているのは必要なサービスがあっても人がいないために、受けたくても受けられない、待ったなしの現実です。介護の最前線の皆様からは、第10 期計画に現場の声を反映してほしい。町として、地域の介護を守る支援をしてほしい、強い危機感が、期待が寄せられています。今回明らかになった訪問介護の実態と皆さんの声を第 10 期計画にしっかり反映し、具体的な施策に繋がる実効性ある計画としていただくことを強く求めます。誰もが住み慣れた地域で必要なときに、必要な介護を受けられる世羅町を作るために、町がこうした声に応え、具体的な支援を進めていただくことを強く提言し、私の質問を終わります。

○町長（奥田正和）　はい。

○議長（髙橋公時）　町長。

○町長（奥田正和）　議員からいろいろとご示唆をいただいたところでございます。先ほど答弁申し上げましたように現場の声、また行政として、そして何よりも国への訴え等も必要なのかと思っています。現状、こういった介護保険制度で高齢者福祉、さまざまな点でいろいろと国への要望活動も行っている時期がこれから始まります。私も行政のトップとして、そういったところをしっかり連携を取りながら進めてまいりたいと考えております。

○議長（髙橋公時）　以上で　３番　矢山　靖議員の一般質問を終わります。

ここで休憩といたします。再開は１０時２０分であります。

休　　憩　１０時０６分

再　　開　１０時２０分

○議長（髙橋公時）　休憩を閉じて、会議を再開いたします。休憩前に引き続き一般質問を行います。

次に　鳥獣被害対策の持続可能な体制構築は　８番　上本　剛議員。

○８番（上本　剛）　議長。

○議長（髙橋公時）　８番　上本　剛議員。

○８番（上本　剛）　おはようございます。議長より発言の許可をいただきましたので、質問させていただきます。まず、９月に入りいよいよ稲刈りの季節がまいりました。農家の皆様には、これまで大切に育ててこられた米の収穫に向け、お忙しい毎日をお過ごしと思います。日頃のご苦労に心から敬意を表します。まだまだ厳しい暑さが続きますので、作業の際にはこまめな水分補給と休憩を心がけて、熱中症には十分お気をつけください。また、機械の操作や運搬作業では、慣れた作業であっても、思わぬ事故や怪我に繋がることがございますので、焦らず、安全を第 1 に声を掛け合いながら作業していただきたいと思います。それではよろしくお願いいたします。それでは質問にまいります。

鳥獣被害対策の持続可能な体制構築はでございます。質問の要旨でございます。地域のあり方検討委員会という委員会がございまして、そこで示された資料では、地域組織が抱える最も大きな課題として鳥獣被害が挙げられておりました。

また、イノシシやシカによる被害は町内全域へ拡大し、既存の防護柵や捕獲対策だけでは十分に対応できない状況があります。一方で、対策を担う実施隊員の皆様は高齢化が年々進み、捕獲活動に加え、搬出、埋設、防護柵の維持管理、事務作業などの多くの負担を抱え、現在の体制は持続可能とは言い難い状況でございます。

今後は、実施隊員個人に依存する対策から、行政が積極的に関与する支援体制へ転換する必要があると私は考えております。そこで、現場負担の軽減と持続可

能な鳥獣被害対策の構築について町長の考えをお伺いいたします。

質問の１です。昨年 12 月 10 日の産業建設常任委員会における現地調査にて、実施隊員から出された改善要望について、その後どのような改善を行い、今後さらにどのような改善を進める考えかお伺いします。

○町長（奥田正和）　はい。

○議長（髙橋公時）　町長。

○町長（奥田正和）　上本　剛議員の鳥獣被害対策の持続可能な体制構築はのご質問にお答えさせていただきたいと思います。

議員おっしゃいましたように、丹精込めてやっと育てた稲がイノシシやシカ等獣害によって、かなり倒伏、また荒らされている状況、私も個人としてかなり被害を被ってございまして、かなり厳しい状況は存じ上げてございます。

町としてもですね、私も移動町長室へ行った中で、結構獣害対策についてのご要望といいますか、ご意見をいただいたところでございまして、どういうふうにしていくかというのはかなり厳しい状況あります。そんな中でもいわゆる議会からもお声としていただいておりました実施隊への報償金ですね。これのほうにつきましては、拡充を行ったところでございまして、本年８月末の状況は、また委員会でもお示ししますけれども、捕獲頭数で言うともう倍増してございます。金額で言うと昨年の４倍近くなっている状況ございまして、補正でまた対応させていただきたいと思ってございますので、どうかよろしくお願いしたいところでございます。当初予算が 1900 万程度やっておりましたが、今回はもう既にですね、お示ししておりますが、約 600 万程度は上げておかないと足らないかなと思っているところでございますので、よろしくお願い申し上げます。

施設の改善につきましては、現地調査を行っていただいたということ、またさまざまなご意見、ご利用いただく方の意見を伺っておるところでございまして、まず搬入方法、そして整理方法の変更、また冷蔵庫等の備品関係につきましても併せて、次年度以降に検討していこうと考えておるところでございます。

利用者の一部からも、イノシシもですが、シカは足が長かったりしてごみ処理をするのにかなり苦労するんだという声も私、直接いただきました。ごみとして処理する部分もあるし、ここの活用策についてもいろいろ声が挙がっているところでございますけれども、まず埋設しなくて済むように、そういった処理機能

が充実するように取組みを行っていきたいと考えているところでございます。よろしくお願いします。

○８番（上本　剛）　（挙手）

○議長（髙橋公時）　８番　上本　剛議員。

○８番(上本　剛)　報償金の拡充につきましては、大変私は評価しております。現場での捕獲に携わる皆様のご苦労に、しっかりと応えた取組みで、捕獲意欲の向上にも繋がったものと考えております。その結果、実際に成果が表れているということは、町の鳥獣被害対策が一歩前進した証であり、町の積極的な取組みを高く評価するものでございます。今後とも、現場の声を大切にしながら、更なる対策の充実を期待しております。よろしくお願いいたします。

しかしながらですね、成果が出たということは、捕獲頭数も増えたということになり、先ほど言われたように倍増しているということでありますし、解体処理場に持ち込まれる頭数も増えたということでございます。施設の改善について、次年度以降の検討という姿勢では、現場が持ちこたえれません。早急に実効性のある対策を考える必要があると私は思っております。ここが第 1 の問題点でございます。それで答弁書では次年度以降検討されるということでありますので、次年度以降本当に検討していただけるのであれば、実施隊員の皆様が言われていた上げ下ろしで使うクレーン等々、もっと言えばですね、排気量、排気量が多い少ないと私はあんまり言う立場にはないんですが、排気量を削減するためにもですね、焼却施設等も含めて検討していただきたいと私は考えておるところでございます。

成果が現れて処分するのに困っているという状況では、ずっと詰まっていきますので、それで、そこを解決していただきたいなということでございます。このことをよろしくお願いいたします。２問目の質問にまいります。

実施隊員の高齢化が進む中、急峻な山中で 100 キロ近い個体と対峙し、一人では山から運び出すことも困難な状況が見受けられております。また、罠の設置や見回り、捕獲個体の搬出などの作業は、隊員に大きな身体的負担を与えております。このような現場の安全確保と実施隊の活動継続のため、町として現在どのような物理的支援を行っているのか、お伺いいたします。

○産業振興課長（住田谷　保）　議長。

○議長（髙橋公時）　産業振興課長。
○産業振興課長（住田谷　保）　２点目の「捕獲個体搬出作業の物理的支援」についてお答えをいたします。

議員ご指摘のように、捕獲された鳥獣につきましては、一人で山から運び出すこと等が困難な場合があるものと認識をしております。捕獲の準備から見回り、捕獲、処理等を含め捕獲報償金のお支払いをさせていただいているところでございますが、捕獲個体の状況に応じて搬出・運搬等の負担が生じる場合におきましては、担当職員が連携、帯同しまして、対応を行っているところでございます。引き続き、現場から寄せられるご意見、ご提案に沿って、しっかりと取組んでまいりたいと思っているところでございます。
○８番（上本　剛）　（挙手）
○議長（髙橋公時）　８番　上本　剛議員。
○８番(上本　剛)　負担が生じる場合は、職員が対応しているとのことですが、急峻な山中から大型個体の搬出依頼に対して、職員がいつでも即座に駆けつけられる体制が本当に構築しているのでしょうか、疑問が残っております。職員は、通常業務や会議、出張などで駆けつけることができなかったり、安全確保の観点からも、行政職員の個別対応には自ずと限界があると思っております。結局のところ、現場が最も必要としております大型個体を山から引き上げるための肉体的、物理的な支援が事実上ほとんど行われていないという構造的な問題が生じておると考えております。ここについても早期の対応が必要だと思います。ここが問題点の２つ目でございます。このことについては最後のほうで質問させていただきます。それでは、３番目にまいります。

防護柵の維持管理において、広範囲にわたる高頻度の見回りと、獣の学習能力に対抗するための頻繁な修繕作業が、高齢化が進む農家や実施隊員の身体的・精神的な限界を超えていますが、個々の管理に頼る現状を改め、地域全体での防護ラインの構築や、草刈りや修繕作業の効率化・省力化に向けた町としての支援体制をどのように構築していくお考えかお伺いいたします。

○産業振興課長（住田谷　保）　議長。
○議長（髙橋公時）　産業振興課長。

○産業振興課長（住田谷　保）　３点目の「防護柵の維持管理」についてお答えをいたします。

地域全体での防護柵対策としまして、国費を活用した侵入防止柵の設置を行っております。この事業は、集落が 14 年間管理するということを条件としており、事業要望の際にも必ず説明し、同意を得たうえで、事業に取組み、設置後に管理委託契約を締結しています。草刈や設備の見回り、点検など契約に基づき集落で取組んでいただいているものと考えております。

また、修繕などの資材費につきましても契約に基づき集落が負担することになっていますが、町事業の野猪等被害防止対策事業をご活用いただきまして、資材費購入費の負担軽減に役立てていただきたいと考えております。

○８番（上本　剛）　（挙手）

○議長（髙橋公時）　８番　上本　剛議員。

○８番（上本　剛）　14 年間の管理契約や資材費の補助制度の存在については理解しておりますが、高齢化が急速に進む集落の現場からは、５年後、10 年後に、地域社会や営農法人が存続できるのかという切実な懸念が寄せられております。

個々の農家や集落ごとの個別管理に頼る従来の枠組みでは、既に限界を迎えており、今こそですね、行政が前面に立ち、抜本的な対策へと大きく舵を切る時期だと私は考えております。とりわけ、個別の農地を守る点的な発想から脱却して、地域全体、もしくは山全体を大きく網羅して囲い込む防衛ラインの構築を町が主導権を握って計画指導していく攻めの姿勢が不可欠であると私は考えております。

単なる制度の周知や、資材費の補助にとどまらず、町が先頭に立って、山を囲う広域防護ラインの設計、指導を行い、それに伴う修繕などの維持管理作業についても、行政が直接手配、支援する実効性ある仕組みを速やかに構築すべきと考えますが、町長のお考えをお伺いいたします。

○産業振興課長（住田谷　保）　議長。

○議長（髙橋公時）　産業振興課長。

○産業振興課長（住田谷　保）　現在先ほど言いました国の事業によります防護柵の設置でございますが、これは当初ワイヤーメッシュ、高さが約 1ｍ、幅が２

ｍのワイヤーメッシュが当時、流行ったんだと思いますが、こちらを最初にやっとったものだと思います。しかし時代の流れに伴いまして、たとえばワイヤーメッシュがステンメッキなものになってくる。また幅も、下の段は間隔が小さいもの、また高さもそれに伴って 1m20 になっております。現在行っておるものは２ｍ角のワイヤーメッシュの設置をいただいておるところです。これは当時はイノシシが主な対象だったんですが、現在シカのほうがまたたくさん増えてきておりますので、高さも２ｍというものにしております。しかしこれはですね、２ｍになると当然それに伴う支柱が非常に大きいものになってきて、1 人ではこれは設置が難しいものとなっております。ですから議員がおっしゃいますように、もう個々ではなく、地域、集落で、また法人で設置をしていただくことも相談にあがられたときには提案をさせていただいております。

また設置箇所につきましてですが、議員おっしゃるとおりもう本当に山のほうを囲えばいいと私も感じておるところでございますが、これにつきましてはやはり私有地ということもありまして、行政が特に主体でここに設置しなさいというのは、ちょっと主体的にできるかどうかは難しいところがあろうかとは思いますが、これにつきましてもご相談に来られた方に、そういった提案というのは一応させていただいているという状況でございます。しかしながら今後、今やっている対策が全てこれでいいということは考えておりません。今後、特に最近ちょっと情報が多いんですが、クマとかそれからサル、こういったものの対策となると、また新たな防護柵というのは考えないといけないのではなかろうかと思っております。これにつきましては今、個人的にではございますが、いろいろなご提案をいただくようにご相談をさせていただいておるところでございまして、またそういったことが有効であるということがわかれば相談者の方また猟友会の方へも提案をさせていただきたいというふうに考えております。以上でございます。

○８番（上本　剛）　（挙手）

○議長（髙橋公時）　８番　上本　剛議員。

○８番（上本　剛）　ワイヤーメッシュで田んぼを囲うと、今まで入っていたところは入らなくなるんですよ。それが入らなくなったら、今度は次の下の田というか、下の囲ってない田んぼに行ったりとか、畑を荒らしたりとかいうことにな

りますので、田んぼを囲うのでなくて広域でぜひやっていただきたい。そうしないと向こうも生きるのに精いっぱいですから、ちょっとした穴を突いてきますので、出入口からという形をとっていただきたいなということで、こういう質問させていただきました。それでは次にまいります。

４番、捕獲活動における見回り作業の効率化と省力化は急務であり、国が推進する「鳥獣被害防止総合対策交付金の中のスマート捕獲等普及加速化事業」を活用した ICT 技術の導入は、これらを解決する有力な手段でございます。実施隊の過酷な労働環境を改善し、持続可能な被害対策体制を構築するため、本事業をどのように活用し、現場の負担軽減に結びつけていくお考えか、明確な方針をお伺いいたします。

○産業振興課長（住田谷　保）　議長。

○議長（髙橋公時）　産業振興課長。

○産業振興課長（住田谷　保）　４点目の「ICT 技術の導入」についてお答えをいたします。

ICT 技術の導入につきましては、国のスマート捕獲等普及加速化事業を広島県が実施主体となり、令和７年度から３か年の事業として取組まれております。この事業の検証結果について県と連携をしながら、町への効果的な手法を検討していきたいと考えております。

町独自の取組みといたしましては、平成 29 年度に罠の見回りの負担軽減を図るため実施隊へ罠用の受信器６台、また発信器 32 台を配布しています。これらの運用の成果では日々の見回り時間の低減に繋がる一方、機器の無反応、これは当時の電波状況にもよったものだと思いますが、そういった無反応、また発信機の当時高額でめずらしいものでありましたので、盗難被害等があったようでございます。導入につきましては、新たな技術の模索と効果検証を含めまして、検討してまいりたいと考えております。

○８番（上本　剛）　（挙手）

○議長（髙橋公時）　８番　上本　剛議員。

○８番（上本　剛）　関連性がありますので、５番に行かせていただきます。５番、スマート捕獲等普及加速化事業を活用した ICT 技術の導入に関して、町内でモデル地区を設置し、その成果を町全体へ展開していく考えはあるのか。また、

実現に向けてどのような体制で取組むお考えかお伺いします。
○産業振興課長（住田谷　保）　議長。
○議長（髙橋公時）　産業振興課長。
○産業振興課長（住田谷　保）　５点目の「スマート捕獲等を活用したモデル地区の設置」についてお答えをいたします。
　先ほど言いましたように、現在、広島県やテゴスが実用化に向けまして国のスマート捕獲等普及加速化事業を実施しておるところでございます。これらの成果を見定めまして、今後、関係団体と協議を行い、対応を検討してまいりたいと考えております。
○８番（上本　剛）　（挙手）
○議長（髙橋公時）　８番　上本　剛議員。
○８番（上本　剛）　それでは再質問させていただきます。県のですね、事業成果はいつ示されるのかということは聞きたいんですが、回答も県のことですので、難しいと思いますので、その県を待ってから対応するのでは、町の課題解決に時間的余裕がないと考えております。そこで、県の事業成果を待つだけではなく、世羅町独自にモデル地域を設け、先ほど、盗難等、いろいろなことが問題があると、電波の受信等々の問題があると言われていましたが、小さな地域で管理しやすい地域であったりとか、実施隊の方がおられる法人等でそれをモデル地域として、実施隊員とともに現場の課題を把握し、ICT を活用した見守り作業等の取組みを進めてはいかがかと考えております。
　町独自での検証によって、課題が明確になり、世羅町に適した仕組みを町全体へ展開していけば良いと考えますがご意見をお聞かせください。
○産業振興課長（住田谷　保）　議長。
○議長（髙橋公時）　産業振興課長。
○産業振興課長（住田谷　保）　議員おっしゃるとおりですね、この ICT 技術を生かした捕獲体制というのは、今後必要になる。また普通に活用していくことになろうと考えております。
　現在ですね、この県のほうの技術の結果というのは、まだ今２年目でございますので、当然まだ結果というのは出ておりません。しかしながら、常時、県のほう、またテゴスのほうと連携させていただきまして、新しい技術、新しい機械の

情報提供というのはいただいておるところでございます。ただですね、先ほど言いましたように、やはり世羅町内罠を設置する場所等が非常に電波が悪いところが多いということ、またカメラでございますが、このカメラにつきましても電池の消耗が非常に激しいということで、なかなか長期の設置が難しいというのは聞いておりますが、実施隊なり猟友会の方もですが、高齢化しておるというのは事実でございますので、今後こういった ICT 化、技術の導入というのは必要であると思っておりますので、今後導入していく考えは当然あります。

モデル地区の設置というところでございますが、これは議員おっしゃるとおりですね、法人さんとか、そういったところを対象とすればいいのかなというふうに今思っておりますので、これはまた法人協とか、実施隊と、猟友会含めまして相談をさせていただいて、できることならそういったところもさせていただければとは思います。たださっき言いましたように、やっぱりそのものですね、カメラなりがどういった新しいものがあるか、電波状況もですね、いいものがあるかというのも含めまして、すぐやりますということは言いにくいんですが、これは前向きに検討させていただきたいと考えております。以上でございます。

○８番（上本　剛）　（挙手）

○議長（髙橋公時）　８番　上本　剛議員。

○８番（上本　剛）　これまで述べてまいりましたとおり、本町の鳥獣被害対策は、現場を支える実施隊の皆様の献身的な活動に依存しておりますが、その持続可能な体制が非常に困難な状況になっております。

報償金拡充の成果によって、捕獲頭数が増加した一方、解体処理場での処理能力の限界や現場における物理的搬出支援の実態不足、さらには高齢化する集落での維持管理の壁など、多岐にわたる課題が浮き彫りとなっております。

特に深刻なのは、現場の過酷な労働環境と安全面のリスクでございます。先ほども前述したとおり、80 代の隊員が急峻な山中で 100 キロ近い大型個体と対峙し、1 人では搬出もままならない現状があります。それに加え、証拠写真撮影や複雑な書類作成など膨大な事務負担が捕獲意欲をそいでいるという可能性もございます。処理場への搬入時におけるいろいろな事故やノミ、ダニを介した感染症の衛生上のリスクなど、個人の体力にですね、依存した現状は見過ごすわけにはまいりません。

こうした一連の課題を根本から打破し、持続可能な対策へ転換するためには、捕獲支援から事務サポート、施設の衛生管理に至るまでを包括的に担う専門知識を有する人材への業務委託という新たな仕組みの導入が不可欠であると私は考えております。ここで求められるものは、本町の地形や住環境を熟知した安全管理、確かな止め刺し技術、処理施設での衛生管理、そして緊急時の即応体制に備えたプロフェッショナルの力でございます。

併せて、防護柵の維持管理や ICT を活用した省力化の指導、施設の清掃業務なども委託化することで、実施隊員の皆様の負担軽減と、安全確保は飛躍的に進むものと考えております。

さらに、この委託事業を地域に根ざした持続可能なモデルとして確立することは、若手の人材の雇用や育成を通じた次世代の基盤づくりにも直結いたします。専門知識を有する人材が地域住民と連携して活動することで、行政、住民、専門知識を有する人材が一体となった強固な防衛体制が構築され、地域環境の再生へと繋がるはずでございます。町長におかれましては、これまでの質疑で明らかとなった現場の実態と安全確保の緊急性を重く受け止めて、既存の枠組みを超えた専門知識を有する人材への業務委託の早期構築に向けて決断されるべきと私は考えております。

そこで、６番目の質問に入ります。少し重複しますが、６番、昨年 12 月定例会の産業建設常任委員会では、解体処理場を現地調査し、いくつかの課題が確認されたと認識しています。実施隊をはじめ捕獲者は高齢化しており、特に捕獲個体の搬出及び搬入は大きな負担となっております。また、このような支援を職員が担う場合でも、職員数や通常業務との兼ね合いから十分な対応ができない場合も考えられます。そこで提案いたします。解体処理施設の管理や捕獲個体の搬入支援などを専門的な知識・技術を有する人材へ委託するなど、実施隊を支える体制づくりについて町長はどのように考えているのか、お伺いいたします。

○産業振興課長（住田谷　保）　議長。

○議長（髙橋公時）　産業振興課長。

○産業振興課長（住田谷　保）　６点目の「解体処理施設の管理委託」についてお答えをいたします。

今年度に入りましてイノシシやシカの捕獲頭数は前年度と比較いたしまして

も増加傾向にあります。今後の捕獲頭数増加を想定した場合、処理施設の管理を現在の職員だけで担うことは難しいと考えております。現在、定期作業としまして解体処理場の週２回の可燃ごみ収集日に併せまして、職員による清掃作業を行っておりますが、今後、日々の施設管理と併せまして搬入支援等の体制をつくるには、議員ご提案いただいております管理委託を検討していくことも必要であると考えております。

○８番（上本　剛）　（挙手）

○議長（髙橋公時）　８番　上本　剛議員。

○８番（上本　剛）　一番最初にも申し上げたとおり、地域組織が抱える最も大きな課題として鳥獣被害が出されておるところは皆様も承知のとおりだと思います。そこの鳥獣被害を防いだり、被害を減らすには、捕るというのが一番だと思います。そこの捕るところで働いておられます皆様が、苦労される場面があってはならないと私は思っておるんです。そこで町のほうで、手助けができるところは手助けをしてあげて、しっかり駆除のほうを頑張っていただかないと、農作物に被害が出たり、観光の場面でも車にシカがぶつかってきたりとか、イノシシがぶつかってきたり、夜は走れないから、世羅には行かないとかいう言葉もよく聞きます。その辺を減していくためにも、しっかりと対策をしていただかないといけないと思いますので、早めにいろいろな手を打っていただければと思っております。以上で私の質問は終わります。

○町長（奥田正和）　はい。

○議長（髙橋公時）　町長。

○町長（奥田正和）　この度、上本議員から鳥獣被害対策の現状と課題等についてたくさんおっしゃっていただきました。

まず捕獲体制ですけれども、本当ご苦労いただいておるところと思います。世羅町の地形においても、急峻なところもあれば平場もあります。地域によって捕獲場所、捕獲というかですね、対応する場所、いろんな現状がありまして、中にも各地域にそういった実施隊の方もおってはいただくんですけれども、かなり連日の対応をいただいて、見回りも含めてご苦労をいただいている現状聞いてございます。

実際この処理場の委託については、現場を作るときにいろいろと検討もさせ

ていただいたんですけれども、やはり現状、ご利用いただくとことのお話をしっかり進める中で今に至っている状況があります。その以前から鳥獣被害の対策の係を作りました。これはこれまでなかったんですけれども、いわゆるそういう対応する部署がいるということで職員配置を行い、また近年は会計年度職員の方にそういった知識を得て、現場にもすぐ出向いていただいていることがあります。朝早くからですね、夕刻はなかなか厳しいんですけれども、やはり連絡が入ったら即対応していきたい。ただ、行ってすぐ捕まえられるような現場にはありません。被害を受けた場所を確認するような状況が多いという状況です。

私も先般、圃場ごとに囲いをしているんですけれども、イノシシが中で暴れておりまして、今度は出られなくなりまして、どうやって出ていただこうかと本当に悩んだ場面でございます。やはり戸を開けて自然に出ていただくのを待つしかないということではございました。やはり民家が多い場所では、銃班もなかなか対応できない部分もあります。かといって罠のほうへ誘導するというのもなかなかそんなに簡単にできるわけではございませんが、いわゆるとにかく怪我をしていただかないこと。シカなんか角があるとやっぱりネットに引っ掛かりますね。暴れてくれまして、結構大きな金網、またネットも引きちぎるような感じで、山の中にだいぶ苦労しながら逃げていきました。これも近くへ寄れるような状況、止めさしができる状況にはございません。危険な場面に遭遇することは、皆さんたくさんあるのではないかと思っておりますので、まずは安全管理を行っていただき、いざ捕獲となると、そういった処理場、またその対応についてしっかり町もやっていく必要があろうかと思います。

最初のうちに言ってきましたクレーンの問題です。これは一応設置できるような高さに当初計画の中というか、設置するときにいるのではないかという声がありましたので、元々処理するだけではなくて、いわゆるジビエとしての活用も一つは頭に入れていたという状況があります。大体 1000 頭捕って、いわゆる事業者が入ったとしても、採算ベースにはなるというところだったんですけれども、現状 1000 頭あるかないかの状況で、そういった事業者に委託したらですね、いわゆる町がしっかり持ち出しをすればできるのではないかと思いますが、民間の方のどなたに担っていただくかというのもあります。個人でやられている方もたくさんいらっしゃいますから、そういったところの営業妨害にもなら

ないような仕組みもいるのかなと思います。

そしてあと、メッシュ柵ですね。この部分を先ほど議員おっしゃいましたが山を囲うというのが、現状、囲われたんですけれども管理ができていないところがたくさんあります。倒木があったりですね、穴が開いていても毎日のように見に行ける状況にはございませんので、現場の声で聞いてるのは、やはり便利が良い道路を渡らないような形での圃場ごとの防止柵が一番好ましいということでした。ただ、草を刈るのにも大変な状況にもあろうかと思います。ただ、これは私も盆前から毎日のように格闘しておりますが、必ず弱いところをよくわかって、イノシシもシカも入ってくれています。先般、テゴスのほうの講習も農業集団のほうでやっていただいて、電気牧柵のほう、電柵のほうが有効ではあるというようなことでございました。ただ、近年は跳躍力のかなりあるシカが上を飛んだり、私現場で見たことあるんですが、金網の上をイノシシが飛んだことがあります。もう危険だと思えばですね、下を通らずに上も飛べるという、すごい機能を持ってございます。そういったところが人間に向かってくると大怪我しますので、そうならないようにするべきかなと思っています。今後そういった対策のあり方についてもテゴスの意見も入れながら、現場の声をしっかり聞きながらですね、その地域地域に寄り添った対応策を考えていく必要があろうかと思ってございます。私のほうからは以上でございます。

○議長（髙橋公時）　　以上で　８番　上本　剛議員の一般質問を終わります。

次に　主権者教育の充実を図るべきでは　10番　藤井照憲議員。

○10番（藤井照憲）　議長。

○議長（髙橋公時）　10番　藤井照憲議員。

○10番（藤井照憲）　議長の発言の許可を受けましたので、早速ですが、通告に基づき、質問に入らせていただきます。

質問は、主権者教育の充実を図るべきではと題して、子ども議会についてお伺いいたします。議員のなり手不足の解消への一助となれば幸いでございます。

「若者の投票率低迷打開へブース」こういった新聞記事に目が留まりました。これは、とある市の今年の２月の衆議院選挙小選挙区の投票率では、全体で51.40％の投票率が、30代の若者世代では30％台に、市の選挙管理委員会では、

投票に行く若い人が減っている現状を変えようと、高校生や大学生のアイデアを取入れた選挙啓発の特設ブースを設置に向けた企画をスタートという記事でございます。

普段の記事においても、議員のなり手不足を取り上げた記事を、記事をよく目にいたします。議員という職に魅力がないのか、議員の報酬が低いのか、議員活動の魅力発信が足りないのかなど、さまざまに思いつくわけでありますが、これらの課題を解決する特効薬は見当たりません。確かに、議員活動には、仕事や子育てと両立しにくいことや、生活を支えるには低い報酬が原因だとも指摘されています。また、議員報酬を上げるにしても、これが決定打とは言えません。議会が独自に制度そのものを改めることも大切に思いますが、議会側と執行部とが、議会の進め方や立候補しやすい環境をセットで進めることが、より良い効果を生むものと思います。

この環境整備に関わるＺ世代、いわゆる 10 代前半から 30 歳までの方でございます。このＺ世代の考え方に注目すると、内閣府の調査では、Ｚ世代は無力感ばかりかというと、若者の社会貢献への意欲では、９割近くがそう思っていると、このようにあります。また、社会課題への関心も高いと言われております。いじめなどの身近な問題に直面した経験や、日々の生活の中で、さまざまな課題を自分のこととして捉える視点が大切であります。しかし、Ｚ世代には政治への強い不信感や無力感があり、国民の 1 人として政治を動かしているという認識に繋がっていないことも言われております。社会課題に高い関心を持つＺ世代だからこそ、その関心を政治参加に結びつけることができれば、政策を通じて社会課題を解決する力になる可能性があると思います。そのためにも、政治を動かすのは、国民１人１人という主権者教育の醸成に取組む教育を一層推進していくことが、国や社会の問題を自分ごととして捉え、自ら考え、自ら判断し、行動していく主権者を育成することになります。投票率が低迷する若者への政治参加を推進する方策として、主権者教育の充実についてお伺いいたします。

質問は大きく分けて５問を行います。まず初めの質問は、現状認識をお伺いします。町の主権者教育の現状認識と課題をお伺いいたします。

○教育長（早間貴之）　議長。

○議長（髙橋公時）　教育長。

○教育長（早間貴之）　町立小中学校における主権者教育の現状認識と課題についてお答えいたします。

この主権者教育に関連する内容は小中学校９年間の教育課程の中に幅広くございます。そのなかで「社会参画」という点に絞りますと、まず小学校６年生の社会科で「わたしたちの生活と政治」という単元がございまして、その後も中学校社会科の公民的分野で政治に関わる内容を具体的に学んでおります。また特別活動におきましては児童会や生徒会による自治的活動があります。そこでは学校内の課題解決に向けて考え行動いたしますし、役員選出に関わりまして選挙のあり方を学ぶこともできます。また、中学校におきましては、世羅町内のさまざまな実態を自分たちで調べまして、関心を持った課題について意見を出し合い、その改善・解決に向けた案を形にしてプレゼンをするという学習も行っております。このように、基本的な知識や情報だけにとどまらず、実生活の課題解決をするという学びを通すなどして、主権者教育の基礎を身に付けております。

課題を挙げるとすれば、「よりよい社会の形成に参画しようとする意欲、知識、態度」について育むことにつきましては一定の成果を挙げているものの、学校を卒業して以降の各個人の行動に結びついているかという評価まではできづらいということが挙げられると思っております。

○10番（藤井照憲）　議長。

○議長（髙橋公時）　10番　藤井照憲議員。

○10番（藤井照憲）　先ほど教育長のほうから、教育委員会としての現状認識と課題をご答弁いただきました。

冒頭述べましたように、Ｚ世代っていう、いわゆる10代前半から30歳までの年代ですが、政治参加に繋がるというご答弁を期待しましたが、若干期待外れな部分がございました。そこで、町長部局の現状はどうでしょうか。

このことに関しては、令和５年12月議会における一般質問、持続可能なまちをどう作るのかと題してお聞きしております。

町長のご答弁では、子ども議会というのは重要な場面だと思っている。特に、この議場を体験することだけでも、子どもたちにとって大きな体験となる。このようにご答弁をされているわけですが、その後のお気持ちのほどをお伺いいたします。

○町長（奥田正和）　はい。

○議長（髙橋公時）　町長。

○町長(奥田正和)　藤井照憲議員の主権者教育の充実を図るべきではのご質問、出番が５番目かと思ってましたので、ちょっと早くやってまいりましたけれども、町長部局としてのこのあり方について申し述べたいと思います。先般のご質問いただいた際にはですね、やる気、本気、元気という言葉を使わせていただきました。議場体験というのは本当、いいことだと思ってます。ただ、私の思いとしては学校の中で、その課題についてしっかり学び、それを発表する役割の人材としてここにきていた状況です。できたら、全生徒にここを体験してもらいたいんですね。その思いからすると、今かなり少子化で学校の中でのクラス人数も少なくなってきた現状がありますので、ぜひともみんなに体験していただきたいという気持ちを持っています。傍聴席というよりもこちらの場面、いわゆる主権者的に、いわゆる執行部側の体験というのも一つはいるかもしれません。どう答弁していくかという関わり、いわゆるこういうことをやったらどうですか。だけど私どもはこう考えていますよとかですね、ここをお借りできるんであればですね。ただ、学校現場としてはこの社会であったり、総合学習であったり、そういったカリキュラムの中に実際取り入れてもらえるかどうかというとこだと思っているんです。これはかなり時間もかかって、その材料としてここに出てくるわけでございますので、それぞれ今中学生が結構やっていますが、他の自治体を見ますと高校生であったり、一般市民、町民の中から選ばれた人が出てくる。これは手上げ式でやっているんじゃないかと思ってます。ただ、変更したような課題に取り組んでいくことがままならんと思いますので、ぜひともですね、やはりここの体験という部分においては、こういった義務教育、特に中学生の段階でそういったことができる。また小学生の高学年でここへ足を踏み入れたという一つの経験はですね、将来の大きな関わりになるかと思います。皆さんの後、次世代をつなぐ議員の一員になれる人材が育つ良い場面ではないかと私は思っています。その意味において、やる気、本気、元気は出していきたいという思いを持っておりますけれども、ただその場面を作っていただくのは、教育現場であります。私は環境を整えるということで、もしバスでこちらに伺うのであれば、そういった費用面、そういったところについては整えてまいりたいと考えていると

ころでございます。
○10番（藤井照憲）　議長。
○議長（髙橋公時）　10番　藤井照憲議員。
○10番（藤井照憲）　５問目で、改めてまた決意をお伺いしますので、今から教育委員会のほうの考え方をいろいろとお伺いしますので、熟慮のご答弁を期待しております。それではもう一点お伺いします。ご答弁の中で気になる点をもう一度詳しく聞きたいと思います。

一般的な教育カリキュラムの中で、主権者教育の基礎を身につけているので、学校を卒業した後のことは評価しづらいと、このように聞こえるわけです。特に、1人1台の端末の導入によるGIGAスクール構想によって、児童生徒の自ら学ぶのだという発想の転換を教師は容易にする、ファシリテートする、こういったわけですから、児童生徒の学習面での変わりようは、気に留めるとともに、その教育のファシリテーター、指導者としても目標達成に向けてスムーズに進める役割をしなければならないと、このように思います。

子どもたちの成長を長く気に留めることも、大切な教育者としての責務だと思います。この点のお考えを改めてお伺いします
○学校教育課長（山藤弘基）　議長。
○議長（髙橋公時）　学校教育課長。
○学校教育課長（山藤弘基）　議員ご指摘のとおりですね、在学中は教師はファシリテートして評価を行うということだと思います。また児童生徒の先々までの気に留める教育というのは必要だと考えております。ただ、教育長が申しましたように、より良い社会の形成に参画しようとする意欲、知識、態度について、卒業後に追跡調査をして評価をするということについては、やはりかなり難しいということはご理解いただければと思います。しかしですね、世羅町というところは世羅高校との連携、小中高連携ということは非常に密に行っておりますので、世羅高校に進学した子についてはある程度の把握はできるんではないかというふうに考えております。以上でございます。
○10番（藤井照憲）　議長。
○議長（髙橋公時）　10番　藤井照憲議員。
○10番（藤井照憲）　先生方はですね、子どもたちが卒業後、同窓会のたびに

呼ばれてですね、君はどうか、君はどうかと言って、話をされると思います。これも教育だと思いますので、しっかりと取組んでいただければと思います。

次の質問にまいります。タブレットでの学習が当たり前となった教室では、机上の知識学習になります。子ども議会を例にとると、先ほど町長のご答弁にもございましたように、議会形式で、身近な課題の発見から始まり、子どもたちが社会に主体的に関わり、仲間同士が議論し、課題を探し、解決するための正しい判断力がつくものと思います。そこで、なぜ主権者教育が必要とされているのか、お考えをお伺いします。

○学校教育課長（山藤弘基）　議長。

○議長（髙橋公時）　学校教育課長。

○学校教育課長（山藤弘基）　なぜ主権者教育が必要なのかについてお答えいたします。

平成28年から選挙権年齢が引き下げられ、高校生の一部が選挙権を持つことになりました。国や社会の問題を自分の問題として考え行動していくという、「主権者」としての素養を身に付けることで、政治参加意識が高まるという目的から実施されることになりました。

児童生徒にとって最も身近な社会の一つは学校や学級ですので、校内における生活上の課題を解決するために話し合い、多様な意見の良さを生かして合意形成を図ることもその学習の一つです。また、話し合いでものごとを決めたり、互いの良さや頑張りに気付き、よりよい生活づくりに生かしたりすることで、自分と集団や社会との関係に気付くことも含まれております。

○10番（藤井照憲）　議長。

○議長（髙橋公時）　10番　藤井照憲議員。

○10番（藤井照憲）　もう一点、お伺いします。ご答弁では、校内における生活上の課題を話し合うとされております。主権者教育の必要性は、若い世代が実際に社会の決定に関わる立場の自覚と、ここが求められているわけですから、学校での地域の教える学習から、社会全体に関わる学ぶ学習、これが重要視されるためだと思います。主権者教育の根幹は、学びの中で、選挙や政治を自分のものとして関わる教育だと私は信じております。もっと大きな社会との関わりを取入れるべきと考えますが、お考えをお伺いします。

○学校教育課長（山藤弘基）　議長。
○議長（髙橋公時）　学校教育課長。
○学校教育課長（山藤弘基）　議員ご指摘のとおりですね、選挙や政治を自分ごととして捉えさせるという教育は非常に大切であると思っております。ですので、小中学校９年間の義務教育の中で、発達段階によって自分を取り巻く社会は変化いたしますので、その変化に応じたカリキュラムを現在作成しているところでございます。以上でございます。
○10 番（藤井照憲）　議長。
○議長（髙橋公時）　10 番　藤井照憲議員。
○10 番（藤井照憲）　もう少し確認させていただきたいと思います。学習指導要領における主権者教育の位置付けをお伺いしたいと思います。
　以前の質問で、1 人 1 台のタブレット端末の活用にあたって、社会を生きるために必要な力である生きる力とは何か、このようなお伺いをした覚えがございます。生きる力の育成という教育目標を具体化するにあたり、主権者として必要な資質・能力を育んでいくためには、各学校の特色を生かした教育が重要に思います。身近な地域社会の課題や政治課題など、学びを通じて何ができるようになるかを指導する必要がございます。
　もう一度、将来予測が困難な時代を生き抜く力や、地域の課題解決を社会の一員として主体的に担うことができる力を身につけさせる必要があると思います。主権者教育のあり方をお伺いします。
○学校教育課長（山藤弘基）　議長。
○議長（髙橋公時）　学校教育課長。
○学校教育課長（山藤弘基）　お答えいたします。主権者教育の目的は、政治の仕組みや選挙の知識を教えるだけでなく、社会の課題を自分の問題として捉え、自ら考え、判断し、行動する力を育むこととあります。義務教育はベースになることを身につけさせる段階です。ですので、先ほど申し上げましたが、発達段階に応じた社会に目を向けながら、さまざまな問題や課題を自分ごととして捉える見方、考え方を育成することだと捉えております。以上でございます。
○10 番（藤井照憲）　議長。
○議長（髙橋公時）　10 番　藤井照憲議員。

○10 番（藤井照憲）　私が申し上げているのは、机上の知識からですね、実際の現場の知識、体験、こういったとこへ主体を置いた教育、これが望ましいのではないかと、このように考えております。

では次に、SNS 等のネット上の誤情報への対応が、これからのネット社会では重要視されます。SNS やネット上の情報が政治判断に強く影響する時代と言えます。

一方で、主権者として、偽情報や誤情報から身を守るため、さまざまな情報を見極めた活用や、発信する力が欠かせないものとなっております。そこで、子どもの SNS 規制を考えても良い時期に来ていると思いますが、どのようにお考えか、お伺いします

○学校教育課長（山藤弘基）　議長。

○議長（髙橋公時）　学校教育課長。

○学校教育課長（山藤弘基）　子どもの SNS 規制についてお答えいたします。インターネットや SNS はすっかり子どもの生活に浸透していますが、長時間使用の弊害や議員が指摘されるような誤情報や偽情報による悪影響も見られます。また、SNS 上に暴力行為の動画を投稿した問題や、自撮り画像に係る被害も報じられております。しかし、SNS は子どもたちにとって既に生活の一部になっており、取り上げることは現実的ではありません。

これらの課題を踏まえ、世羅町教育委員会は、小中学校長に対して、情報モラルやネットリテラシーを身に付けるための学習を指示し、国や県から示された教材や資料も提供して実践しております。この中には、ネット上の情報を鵜呑みにせず、本当に正しい情報なのかどうかを吟味することも含まれています。このように現時点では強制的な規制をするのではなく、学校でのさまざまな時間を活用して指導し、考えさせ、各家庭との連携をしながら、どのように正しく使うべきかを考え、それを自分でコントロールする力をつけることを主眼に置いております。以上でございます。

○10 番（藤井照憲）　議長。

○議長（髙橋公時）　10 番　藤井照憲議員。

○10 番（藤井照憲）　もう一点お伺いしたいと思います。ご答弁の SNS の長時間使用の弊害や誤情報や偽情報による悪影響も見られると言われております。

今後、ますます子どもたちは、情報活用能力の利用が進み、生成AI等に対する情報モラルやメディア機能への理解をしっかりと育成する必要があると考えます。

そこで実際に教育現場で行われていると思われる、タブレット端末のアプリ、Canva for Education、こういうソフトを使われていると聞いております。付箋に書いて、タブレット上のボードに貼り付けて、それを生徒同士が共有し話し合うと、こういった文字による会話、これでは情報活用する教育の考え方とマッチしないんじゃないかと、このように考えており、情報を活用する能力の教育の考え方、ここをちょっとお伺いしたいと思います。

○学校教育課長（山藤弘基）　議長。

○議長（髙橋公時）　学校教育課長。

○学校教育課長（山藤弘基）　お答えいたします。まず児童生徒同士のやり取りについてでございますが、タブレット上での会話ではなく実際の言葉でのやり取りをしっかり行っております。各学校の授業を私ももう何度も参観しておりますが、タブレットを使用していても、しっかり子ども同士が話し合いをしている場面もありますし、もしくは今言われたその文字のものを見た上で、子ども同士が話をしているという場面も多々見受けられますので、しっかりと話し合い活動、音声による対話というのは活発に行われているというふうな場面をたくさん見ておりますので、行われていないということはないと考えます。

次に情報を活用する教育の考え方でございますが、特に今年度の取組みとしては、学習集団による学びの成立を重視して対話を積み重ねることと、体験的な学習を積極的に取り入れつつ、必要な場面では、デジタル機器を効果的に使うことを組み合わせて、1人1人に応じた学びとなるように、各校に指導をしております。以上でございます。

○10番（藤井照憲）　議長。

○議長（髙橋公時）　10番　藤井照憲議員。

○10番（藤井照憲）　もう1点気になる点をお伺いしたいと思います。ご答弁でありますSNSは、子どもたちにとって、既に生活の一部になっており、取上げることは現実的ではありませんと、こう言われたわけでございますけれど、私が聞いているのは規制、つまり従うべき決まり、この部分をお伺いしております。

学校での指導はどうか。各家庭とはどのように連携されているのか。子どもたちをSNS等の被害者でもなく、加害者でもない教育が必要に思います。
小中学校長へ学習を指示されたと言われましたが、効果検証もされているんでしょうか、どのような結果があるのか、お伺いいたします。
○学校教育課長（山藤弘基）　議長。
○学校教育課長（山藤弘基）　お答えいたします。教育委員会から各学校に配布している資料の一つが、世羅町GIGAスクールガイドラインという守るべき決まりを周知しております。また、学習用端末使用の手引きも配布をしまして学習に取組むときのルールをそれぞれ定めております。
　今年度に入ってからは、Chromebookとネットによるトラブルや生徒指導上の問題等々の報告は起きておりませんので、一定の効果があるのではないかというふうに考えております。以上でございます。
○10番（藤井照憲）　議長。
○議長（髙橋公時）　10番　藤井照憲議員。
○10番（藤井照憲）　要は昔のゲームで背中に文字を書いて、どんどんと伝えていくゲームがあったと思います。最初に書いた人と最後に書いた人とはずいぶん変わると。これと同じように、情報化教育の中で、小中学校長に指示したら、それが下に全部伝わっているか。ここが重要だと思うんです。要は伝言ゲームと思って簡単にやってもらっては困る。やはりきちっと検証して、それを確認した行為がないと、教育っていうのは伝わってないということが多々あると考えますので、しっかりとした指導の中で生かしていただきたいと、このように思います。
　次に移ります。次に、次期学習指導要領の論点整理では、「主体的・対話的で深い学びの実装」、「多様性の包摂」、「実現可能性の確保」という３つの柱のもと、情報教育の抜本的強化、調整授業時間数制度による柔軟な教育課程、評価方式の見直しなど、多岐にわたる改革の方向性が示されております。
　主権者教育に係る子ども議会の実施は、次期学習指導要領の方向性とマッチし、３つの柱と整合することから実施すべきと考えております。そこで、世羅教育研究会の社会科部会の研究状況と結果をお伺いいたします。
○学校教育課長（山藤弘基）　議長。

○議長（髙橋公時）　学校教育課長。
○学校教育課長（山藤弘基）　世羅教育研究会社会科部会の研修についてお答えします。
主権者教育に関わるものとして、中学校において「選挙の意義と政治参加」という授業提案をしています。これは、仮の参議院選挙を設定し、資料に基づいてグループごとに公約を作り、発表・意見交換するという展開の授業です。
このほかにも、同じく中学校社会科において「私たちの生活と人権」というテーマで、学校にある「生徒指導規定」について吟味し合うという授業提案も行いました。これは、自分たちが所属する組織・社会をよりよいものにするためにはどうすればよいかという視点で、自治のあり方について考える学習であり、主権者教育につながるものと考えます。
これらは「子ども議会」に直接つながるわけではありませんが、学級の全員が課題を持ち、学習に参加して課題解決に向かう形での主権者教育の一例ということができます。
○10番（藤井照憲）　議長。
○議長（髙橋公時）　10番　藤井照憲議員。
○10番（藤井照憲）　もう一度お伺いします。もう一点ですけれど、令和５年の12月議会でお伺いしたとき、この世羅教育研究会、こういうところと協議するなど研究していこうと思っていると、このようにご答弁されて、そのことを今回確認させていただきました。確認しましたけど、このご答弁ではっきりとした結論、これはちょっとなかなか伝わってこない、このように思います。
次期学習指導要領の論点整理でも、「主体的・対話的で深い学びの実装」を掲げています。目標ではなく、実際に動く形に作り込むものと考えております。これが実装であります。
子ども議会は、身近な社会の課題を見つけ、論点を整理し、議会形式の場で発表するとともに、その成果を検証する体験型の実装学習でございます。世羅教育研究会の社会科部会の検討の結果をお伺いします。

○学校教育課長（山藤弘基）　議長。
○議長（髙橋公時）　学校教育課長。

○学校教育課長（山藤弘基）　世羅教育研究会との連携を含めた研究についてお答えいたします。先ほどもお答えいたしましたが、子ども議会の実施に向けた方向性は出しておりません。現在授業の中で進めていますのは、一部の生徒ではなく、全員がそれぞれ地域の課題を見つけ出し、分析し、改善策を検討協議することでございます。その結果を実際に役場や地元企業に提案等を行う場面もあります。

議会の疑似体験とはなっておりませんが、「主体的、対話的で深い学び」に通じる手法であると捉えております。以上でございます。

○10番（藤井照憲）　議長。

○議長（髙橋公時）　10番　藤井照憲議員。

○10番（藤井照憲）　一般質問で、令和５年に伺って今回確認すると、考えてませんと。一般質問の答弁もですね、真摯に答えていただきたいと思いますし、答えた答弁はちゃんと成果が出る、成果というよりも、ちゃんと組織で検討していただくとこれが重要に思いますので、よろしくお願いいたします。

さてもう一点お伺いいたします。もう一度、冒頭のご答弁に振り返りますけれど、終盤の答弁では、学校を卒業して以降、各個人の行動に結び結びついているかという評価まではできづらいことが挙げられます。繰り返し述べておるところでございます。これが、課題として発言されたところでございます。この発言の内容は、課題でしょうか。今私が一般質問で取り上げている主権者教育の充実を図るべきでは、この質問に先ほどと同じように繰り返しますけれど、真正面からお答え願いたいと思います。

質問の要旨で述べましたように、社会課題に高い関心を持つＺ世代だからこそ、この関心を政治参加に結びつけることができれば、政策を通じて社会課題の解決の力になる可能性があると、このように考えたからでございます。子ども議会で投票率が上がるとは言い切れません。子どもたちが意見を出し、議会や行政の流れを体験する機会の醸成は、体験型の学びによる政治参加への関心を高めるものと確信しております。将来の市民参加への土台づくりと思います。お考えを伺いします。

○学校教育課長（山藤弘基）　議長。

○議長（髙橋公時）　学校教育課長。

○学校教育課長（山藤弘基）　議員ご指摘のとおりですね。子ども議会は、子どもたちが意見を出し、議会や行政の流れを体験する機会であります。体験型の学びによる政治参加への関心を高めるものであるという認識はございます。ただ国が示す主権者教育の目的のポイントは、他者と連携協働しながら、社会を生き抜く力や地域の課題解決を主体的に担う力を身につけさせることとされています。

特に義務教育の授業で扱うことを考えたときには、政治参加を目的とするのではなく、主権者教育の目的に沿いつつ、バランスのとれた教育課程という意味で、現在の学習内容を選択してしたものでございます。以上でございます。

○10番（藤井照憲）　議長。

○議長（髙橋公時）　10番　藤井照憲議員。

○10番（藤井照憲）　主権者教育は最も民主的な方法だと思いますので、しっかりと取組んでいただければと思います。

次に議場体験の効果はどうでしょうか。これまで身近な課題を探し、仲間と協力して解決方法を見つけ、意見としてまとめ、議場で発表します。このプロセスが重要に思います。地域を学ぶ教育から社会に主体的に関わる力が発揮されるものと思います。子どもの社会参画や意見表明を一層進めるもので、主権者教育の民主的で公正な社会を支える土台のように思います。繰り返しますと、民主的で公正なものでございます。そこで、令和５年第４回定例会における一般質問のご答弁を再確認いたしたいと思います。やる気、本気、元気を出されてはどうでしょうか。心境に変わりはないと思いますが、お考えをお伺いします。

ご答弁の要旨では、学校教育課長となっていますので、このまま進めさせていただきます。

○学校教育課長（山藤弘基）　議長。

○議長（髙橋公時）　学校教育課長。

○学校教育課長（山藤弘基）　子ども議会などの議場体験は、主権者教育という分野において、確かな効果がある手法の一つであると考えます。自分たちの身の回りや社会全体に視点を広げ、主体的に課題解決する活動であり、自治的活動に結びつく典型的なものの一つといえます。

そこで、たとえば町内３中学校の代表が集まって「模擬議会」を開くとすると、

事前学習と指導、準備は社会科の授業で扱うことは難しく、そのほかの時間を使ったとしても通常の授業時数内では収まらないと思われます。また、おそらく生徒会役員を中心とした人選となりますので、特定の生徒に準備と学習が集中します。これらは、過去の実践経験からも想定できます。

これらのことから、実施にあたりましては主権者教育の重要性をしっかりと認識し、各学校で社会科や特別活動、総合的な学習の時間等を使って、該当学年の生徒全員が主体的な学習ができるよう工夫することが適切であると考えます。

○10番（藤井照憲）　議長。

○議長（髙橋公時）　10番　藤井照憲議員。

○10番（藤井照憲）　補足になりますけれど、少しネガティブな言い訳に聞こえてきます。要は、子どもたちの教育を主体的に取組んでほしいと、こういった思いで主権者教育を取上げております。

過去の経験から、新しい手法、そして発想が生まれるのではないでしょうか。先ほど述べられたネガティブな発言は、この過去の経験を生かし、新たな発想を持って変えることが容易にできると思います。

次期学習要領でも、自らの人生を舵取りする力と、民主的な社会の作り手育成、これが掲げられております。よりよい学校教育を通じて、よりよい社会への移行を図ることが謳われております。ICTの活用や生成AIなど、デジタル学習基盤は今後も大きく変化していくことが想定されると。やる気、本気、元気を出されてはどうでしょうか、お考えをお伺いします。

○学校教育課長（山藤弘基）　議長。

○議長（髙橋公時）　学校教育課長。

○学校教育課長(山藤弘基)　繰り返しになりますが、子ども議会という手法は、一定の効果があるというふうに考えております。ただ、我々教育委員会も学校現場も、公教育という面においては、誰1人取り残すことができない。全ての児童生徒に学びの場を保障するということを外すことのできないということが理念でございます。

授業の中で扱う主権者教育はどのような形がベストなのかを考え、研究した結果、現在の方法を選択しておりますので、その点についてはご理解いただければと思います。

仮にですね、教育課程の中でなくても良いのであれば、希望者を募り、授業日以外の日に体験するという手法もあるとは考えます。以上でございます。

○10番（藤井照憲）　議長。

○議長（髙橋公時）　10番　藤井照憲議員。

○10番（藤井照憲）　子ども議会に一定の効果というのは理解していただいたように思いますけれど、公教育の中に、主権者教育ははめ込まれていますので、これは学校教育から外してですね、別なとこでやってもいいんじゃないかと、こういう発言は言語道断です。気をつけていただきたいと思います。

もう一点お伺いします。令和３年度から、１人１台のタブレット端末が貸与され、学校教育に一大改革をもたらして５年余りが経過しています。ICT導入による授業は、目覚ましい成果を上げているものと思います。しかし、これまでのご答弁を伺う中で、このデジタル技術による変革は、足踏み状態のように感じますので、協働的な学びに課題があるように思うのは私だけでしょうか。少数意見を話し合ったり、より良い合意への取組みが道半ばのように感じてしまいます。教育方針や教育大綱など、子どもの意見を取入れる工夫や学校を超えて、子どもたちの社会参画を促すことはできないものかと思います。子どもの意見を反映させる受け皿の整備が必要に思いますが、お考えをお伺いします。

○学校教育課長（山藤弘基）　議長。

○議長（髙橋公時）　学校教育課長。

○学校教育課長（山藤弘基）　議員の御指摘のとおりですね、町内全ての学校、全ての子どもがICTを十分に活用し、協働的で深い学びを実現できているとは言い切れないと思います。そのための一つの方法として少数意見を取入れる工夫は大切だと考えます。先ほどご紹介しましたが、身の回りの課題を見つけて分析し、課題解決したり提案したりする学習では、そのことが一定程度実現できておると思いますし、1人1台端末もしっかり活用しております。引き続きですね、教育の目的を精査しながら、発達段階に応じたバランスのとれた教育課程を実現してまいりたいと思っております。以上でございます。

○10番（藤井照憲）　議長。

○議長（髙橋公時）　10番　藤井照憲議員。

○10番（藤井照憲）　いよいよ最後になりました。最後にもう一点お伺いしま

す。町長の出番でございます。

先ほどのやる気、本気、元気を出されてはどうでしょうかと。この質問の答弁は、以前、町長からの発言でありまして、私自身もきっとこの答弁には、町長が答弁されるものと思い込んでおりましたが、教育長だったためにもう一度町長の発言を求めると、このようになっております。

先月の 19 日に広島県議会では、子ども議会が行われています。令和５年 12 月の町長答弁にあるように、子ども議会に対してやる気、本気、元気を出せということであるので、私としてはやりたいと。こう発言されております。２年経って、２年余りの時間が経過する中で、思いに変更はないかと思い伺ったところでございます。発言に変化はありませんか。町長にお伺いします。

○町長（奥田正和）　はい。

○議長（髙橋公時）　町長。

○町長（奥田正和）　私へのご質問であったというのは薄々感づいてはございましたけれども、議員が前回の一般質問の際にはですね、やる気を出せというふうに言っていただいたのに、しっかりお答えをしようとしてですね、本気、元気もひっつけてやっております。

他の自治体、特に広島県ですか、県議会なんかもですね、いろんなことを集めて、いろんな方について児童生徒からのご意見も聞く場として、これは一つの政治に関わってもらおうというデモンストレーションの一つかなと思います。ただ、町としては以前は、その提案を実現してあげたいという思いの中で、町が受け止めてですね、それを実際に実行に移せるように組み立てを行ってきた経緯もあるわけでございます。子ども目線のいろんな提案が出てくるものとして期待をしていたという状況です。ただ現状、教育委員会というか、学校現場の中では、そういった時間づくりについてかなり厳しい状況があるという答弁もあったわけでございまして、私のほうからするとすれば、手上げ式ですよね。実際には授業にご迷惑をおかけしない中での、ここの議場を活用して、実際なりたい職種、たとえば議員になりたい人、町長になりたい人、自分の思う担当課の課長をやってみたいというようなところをですね、一つは募集してですね、その中で、一つのデモをやっていくと。これ、実際の質問とかいろいろやっていくとかなりの時間かかってしまうんですよね。児童生徒にはやっぱりどうしても完璧を求

めてしまう。こういうふうにテレビで放映、YouTube で世界へとなるとですね、やはり言葉一つ一つに責任を持たなくてはなりません。これが偽情報になっていってもいけないというところ。一つは大きくですね、自分を成長させるものであるということを一つ、ここで認識をしながら、なおかつ、自分の生活には、こういった政治が関わっているんだというところをしっかり児童生徒にも持ってもらいたいというところだと思います。その一端として、できてないというのは反省点でもありますけれども、何らかの形でやりたいという思いは私も変わりなく持っている状況でございます。

○10 番（藤井照憲）　議長。

○議長（髙橋公時）　10 番　藤井照憲。

○10 番（藤井照憲）　気持ちに変わりはないと、これを確認しただけで、本日の主権者教育の充実を図るべきではという質問はですね、成果を得たと思います。教育委員会がタブレット端末を有効に活用して、各生徒が自分のタブレット端末で議場で何が起こっているかも見ることができるわけでございますので、これは大きく進歩する、進歩というか前進するものと考えております。やはり、私ども議会で、各市町を調査する中で、首長さんの意思で動いているというのは、多くの自治体で経験しました。やはり強いリーダーシップを発揮していただいて、子どもたちが町の将来を語り、明るい未来の夢を語る。こういう子どもたちが躍動する子ども議会を、ぜひとも実現していただきたいと願い、質問を終わります。

○町長（奥田正和）　はい。

○議長（髙橋公時）　町長。

○町長（奥田正和）　しっかりですね、前向きに考えて動けということだと思います。今、調査をされた中のなりたい職種というのが発表ありましたけれども、昔はですね、運転手であったり、スポーツ選手であったりとか、いろいろと子どもたちは本当に夢をかなえようといろんなところを求めていましたが、今、結構ＩＴ関連とかですね、なりたい職種等がですね、結構目立っているのかと思いますけれども、やはりその中に政治を動かす議員になるんだというような、将来的なところが子どもの時代に少しでもそういう経験をもとに、子どもたちの胸に響いていけばいいなと思っています。

実を言うと、うちの職員、企画課が中心となって学校の授業には出掛けています。町の課題等については授業の中で議論もいただいています。ただ、それをもとに自分自身がこう思っているんだというところを学校現場で、確かに発言したとしても、実際にそれが動くかといったところがですね、児童生徒もやっぱり一つでも実現していけるようなことを発言ができればですね、昔壮大な提案があったのをご存知かと思うんですけれども、三原から世羅まで、レールを引きましょうと。35 億円ぐらいかけたらできますよという提案をいただきました。すごいですねと、そこまで計算してね。ただ 35 億じゃ無理だと思います。今だったらもう３倍も４倍も、もっとかかるんじゃないかと思いますけれども、ただ、そんな夢を持って世羅町を良くしようという考えに結びついたこと自体すごいことなんで、将来的な夢を持って、そういった政治を行おうという、そういった児童が、今後また世羅町から出ていく、それが教育にも結びついていくというところはいいと思います。ただ、ある程度常識の範囲で物事を動かしていかなくちゃいけないというところも、教育の段階だと思います。私どもも一応一つ政治を担う者の一員として、皆様とともにいろんなこの子ども議会であったり、政治というものをしっかりですね、いろいろ町中に関わっていることを知っていただき、広めていきたいと考えております。やる気、元気、本気、頑張れというエールをいただきありがとうございました。

○議長（髙橋公時）　以上で 10 番　藤井照憲議員の一般質問を終わります。

ここで昼休憩といたします。再開は 13 時、午後１時といたします。

休憩１１時５０分

再開１３時００分

○議長(髙橋公時)　休憩を閉じて会議を再開いたします。一般質問を行います。

次に　災害時における応援職員の受け入れ体制は　９番　松尾陽子議員。

○９番（松尾陽子）　議長。

○議長（髙橋公時）　９番　松尾陽子議員。

○９番（松尾陽子）　議長より発言の許可をいただきましたので、通告に則って質問をさせていただきます。令和８年７月 28 日、熊本県で最大震度７を観測す

る地震が発生しました。また８月には千葉県や石川県、富山県、福井県でも大雨による被害が発生しました。海外においてもネパールで大規模な土石流が発生をしております。災害でお亡くなりになられた方々に哀悼の意を表するとともに、被災され避難を余儀なくされている多くの皆様に心からお見舞い申し上げます。１日も早い復興をお祈り申し上げます。

私も８月８日に三原駅前で、尾道市議・三原市議とともに、熊本地震被災者救援街頭募金活動を行い、日本赤十字社を通じて被災地にお届けをさせていただきました。被災された方々の一助になればと思っております。

こうした大規模災害が発生すると、自治体には避難所運営、物資の供給、被害調査、罹災証明の交付、被災者相談など、平時を上回る業務が発生します。また、自治体職員自身が被災し、十分に対応できない可能性もあります。その際、他の自治体から応援職員を受け入れることになります。実際に、今回の熊本地震にも世羅町から職員が派遣されていると聞いております。このことは皆様もよくご存じのことかと思います。

この他の自治体からの応援職員の派遣元や人数は、平時から全て確定しているわけではありません。だからこそ、世羅町ではどの業務に何人必要なのかを事前に整理し、速やかに応援を要請し、到着した職員を直ちに住民支援へ配置できる体制が重要となってまいります。

そこで、世羅町の人的受援体制についてお伺いをいたします。

まずはじめに受援計画の策定状況と実効性についてお伺いいたします。

令和６年４月の時点で、市町村の受援計画策定率は、78.5％です。本町では、他の自治体等から人的支援を受け入れるための受援計画を策定しておられるのでしょうか。また、策定された時期、直近の見直しや計画の対象業務についてお伺いをいたします。

○町長（奥田正和）　はい。

○議長（髙橋公時）　町長。

○町長（奥田正和）　松尾陽子議員の災害時における応援職員の受け入れ体制はのご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

まず１点目にご質問ございました受援計画の策定状況と実効性は。他の自治体等から人的支援を受け入れるための受援計画を策定しているのか。また、策定

時期、直近の見直し、計画の対象業務は」のご質問にお答えをさせていただきます。本町では、令和５年２月に世羅町災害時受援計画を策定しております。計画の対象業務は、避難所運営、罹災証明書関連業務外、全28業務を対象としています。なお、策定以降、見直しは行っていないところでございます。

冒頭おっしゃいましたように、日本各地において大きな災害が起きております。現状でも、線状降水帯によって各地で避難、またさまざまな雨量の部分においてかなり心配されるところがたくさんあるわけでございます。世羅町においても、過去においては、平成30年災において宮城県の登米市から２名を受け入れたところでございます。これについては町から要望を国に上げまして、そこから選定されて世羅にお越しいただく。そういったときに生活をしていただく場所も提供しなくてはなりませんし、そういった費用についても町もですけれども、国とかさまざまなところで、災害救助法ですか、そういったところの指定になっているところが一番核となるとこだと思います。そういった計画が、実行しなくて済むような自然災害が起きないことを願うばかりでございます。

○９番（松尾陽子）　議長。

○議長（髙橋公時）　９番　松尾陽子議員。

○９番（松尾陽子）　先ほど説明のありましたこの計画は、各部局が参加をして作成をされたのでしょうか、お伺いいたします。

○総務課長（升行真路）　議長。

○議長（髙橋公時）　総務課長。

○総務課長（升行真路）　それではお答えをさせていただきます。先ほど町長の答弁にもございましたが、避難所運営や罹災証明関連業務等、全28業務に対しまして、こちらにつきましては庁舎内において、各部署、こういったものも全て担当部署、各班を設けて対応をさせていただくこととしております。

○９番（松尾陽子）　議長。

○議長（髙橋公時）　９番　松尾陽子議員。

○９番（松尾陽子）　この計画を職員の皆さんが認識をされているのかどうか、その点についてお伺いいたします。

○総務課長（升行真路）　議長。

○議長（髙橋公時）　総務課長。

○総務課長（升行真路）　お答えをさせていただきます。以前にも災害関連の訓練等、各班を設けて実施をしているところでございます。こちらにつきましては、少し前になるんですけど、2023年、令和５年の11月に受援計画に係る災害対応訓練ということで実施をしておりますので、職員は周知をしていると認識をしております。

○９番（松尾陽子）　議長。

○議長（髙橋公時）　９番　松尾陽子議員。

○９番（松尾陽子）　それでは次の質問に移ります。次に、災害業務ごとの必要人数と不足人数の算定についてお伺いをいたします。派遣元や派遣人数は、発災後に調整をされます。そのため、被災自治体側には、まず何の業務に、いつまでに、何人必要かということが説明できることが求められるというふうに思います。

避難所運営、住宅被害認定、罹災証明書交付、被災者相談などについて、災害時に必要となる職員数と不足が見込まれる職員数を事前に算定しておられますか、お伺いをいたします。

○総務課長（升行真路）　議長。

○議長（髙橋公時）　総務課長。

○総務課長（升行真路）　それでは２点目の「災害業務ごとの必要人数と不足人数の算定は」の避難所運営、住宅被害認定、罹災証明書交付などについての必要人数、不足が見込まれる職員数についてお答えをさせていただきます。

災害時に必要となる職員数及び不足が見込まれる職員数については、災害の規模や被害状況により大きく変動することから、計画書本文には一律の具体的数値を明記しておりません。災害発生時には、受援対象業務毎に必要な人的資源を早急に見積もり、応援要請を行うこととしております。

先ほども少し説明をさせていただきましたが、こういったことは訓練等においてしっかりと状況を把握、また対応できるように努めてまいりたいと思います。

○９番（松尾陽子）　議長。

○議長（髙橋公時）　９番　松尾陽子議員。

○９番（松尾陽子）　災害の規模で必要な人数が変わってくるということは、当

然理解をしております。ですが、大規模災害時に業務量が急増する、そういった業務を具体的に想定できているっていうことが必要なのではないかというふうに考えます。この人員不足というものを、算定する方法を行政がきちんと持っているのかどうか。これは持っているんだという理解でよろしいんでしょうか。

○総務課長（升行真路）　議長。

○議長（髙橋公時）　総務課長。

○総務課長（升行真路）　お答えをさせていただきます。先ほど、一つ前のご質問の中でもありましたが、全てで 28 の業務について職員で対応していくこととなります。なかなか一律にその人数把握における基準というものについては設けてはございませんが、こうしたことの数値を明確に示すために、災害の大きさ、被災状況、そういったものを明確に判断をして、早期な受援に対する人数把握というものをしていかなければならないと考えております。

○９番（松尾陽子）　議長。

○議長（髙橋公時）　９番　松尾陽子議員。

○９番(松尾陽子)　それではわかりました。次の質問に移らせていただきます。次に、応援要請を判断する基準と要請ルートについてお伺いいたします。先ほど判断基準という言葉も出てきましたけれども、ここでもう 1 回説明いただければというふうに思います。

被害状況が完全に判明するまで待っていると、応援要請が遅れるという可能性があると思います。人的応援を要請する判断基準、責任者、県や協定自治体への要請ルートは明確になっているのでしょうか、お伺いをいたします。

○総務課長（升行真路）　議長。

○議長（髙橋公時）　総務課長。

○総務課長（升行真路）　それでは、松尾議員３点目の、応援要請を判断する基準と受け入れのルートについてでございます。人的応援を要請する判断基準、責任者、県や協定自治体への要請ルートについてお答えをさせていただきます。

世羅町災害時受援計画におきましては、各受援業務を担当いたします班が業務の実施に必要な人的資源の不足を見積もった上で、受援担当を通じて要請をする流れが定められております。

総括責任者を副町長、受援担当の長を総務課長とする責任体制で、県及び関係

団体への要請ルートを整理してまいります。
○９番（松尾陽子）　議長。
○議長（髙橋公時）　９番　松尾陽子議員。
○９番（松尾陽子）　要請ルートについては今ご説明いただいたかと思うんですが、この判断をする基準、それがどういったものが基準材料となるのかその点についてお答えいただければと思うんですが。
○総務課長（升行真路）　議長。
○議長（髙橋公時）　総務課長。
○総務課長（升行真路）　お答えをさせていただきます。災害の大きさにもよるとは思いますが、この要請につきましては、根拠法令といたしまして、災害対策基本法などをもとに要請をすることとなっております。そういった対象とする支援の範囲としてそういった関係団体にしっかりと見積もった上で迅速に対応していくこととしているところでございます。
○９番（松尾陽子）　議長。
○議長（髙橋公時）　９番　松尾陽子議員。
○９番（松尾陽子）　基本的に職員がどれだけ被災をせずに集まって来れるか。それから、避難所がいくつ開設するのか。またその被害調査の対象数がいくらぐらいになるのか、そういったものが私は判断基準になってこなくちゃいけないんじゃないかなというふうに考えておりますけれども、それによって相談件数も違ってくるでしょうし、業務の滞り具合っていうのも変わってくるのではないかというふうに考えるんですが、その点についていかがでしょうか。
○総務課長（升行真路）　議長。
○議長（髙橋公時）　総務課長。
○総務課長（升行真路）　今議員のほうからご指摘があったように、そういった判断基準というものを明確に把握をして、その各班の人員において、即座に判断をしていただいて、先ほどご答弁のほうで申し上げましたが、総括責任者を通じて受援担当のほうへ報告をしてもらう。そこから関係機関のほうへ連携を取って受援要請をしていくという流れになっていくと考えております。
○９番（松尾陽子）　議長。
○議長（髙橋公時）　９番　松尾陽子。

○９番（松尾陽子）　そのルートについても理解をすることができました。その次に、応援職員を受け入れても、直ちに働ける環境の確保についてお伺いをさせていただきます。

応援職員が到着しても、机、端末、通信環境、業務指示、また宿泊場所がなければ、十分に活動ができません。令和６年の能登半島地震では、応援職員の執務スペースやネットワーク環境などが課題というふうになりました。応援職員の受け入れを統括する体制や、執務場所、通信環境、また宿泊場所、各部局への配置と、指揮命令の方法はどういう整備になっているのでしょうか、お伺いをいたします。

○総務課長（升行真路）　議長。

○議長（髙橋公時）　総務課長。

○総務課長（升行真路）　それでは、４点目の応援職員を受け入れて直ちに働ける環境の確保についてお答えをさせていただきます。

応援職員の受け入れを統括する体制につきましては、先ほど申し上げましたが、副町長を総括責任者、総務部におけます生活安全班に受援担当を置くこととしており、受援担当の長は総務課長としております。また、受援の総括を総務課に設け、災害対策本部と一体的運営をすることにより迅速かつ円滑に連携できる体制を整えております。

一方で執務場所につきましては、通常業務の事務所としており、通信環境につきましては、具体的整備内容までは明記をされていないところでございます。また、宿泊場所につきましては、町内の宿泊施設へ斡旋等を行うこととしております。災害発生時には、世羅町の被害状況を踏まえながら対応をしてまいりたいと考えているところでございます。以上です。

○９番（松尾陽子）　議長。

○議長（髙橋公時）　９番　松尾陽子議員。

○９番（松尾陽子）　通信環境については、具体的整備内容までは明記していないというお話がございました。この通信環境というのは非常に大事なツールというか、ことだというふうに思うんですけれども、その通信環境が使えるかどうかっていう確認は一体どういうふうな形でされるんでしょうか。

○総務課長（升行真路）　議長。

○議長（髙橋公時）　総務課長。
○総務課長（升行真路）　お答えをさせていただきます。現在ですね、世羅町におきましては、災害協定で33の者と提携をしております。その中で通信環境に特化した者もいらっしゃいますので、そういったところによく災害の報道でも見かけます衛星のアンテナ等を有する者でありますとか、そういったものの手配をいただく、これはよっぽど大きな災害になったときであると認識をしておりますが、現状で考えた場合におきますと、今世羅町に配置をしておりますFREESPOT（フリースポット）であったり、そういったものが使える状況にあればですね、そういったものを活用するということで、現在は考えています。
○９番（松尾陽子）　議長。
○議長（髙橋公時）　９番　松尾陽子議員。
○９番（松尾陽子）　Starlink（スターリンク）とかいうこともありますけれども、そういったものの活用は考えていらっしゃるんでしょうか。
○総務課長（升行真路）　議長。
○議長（髙橋公時）　総務課長。
○総務課長（升行真路）　お答えいたします。先ほど 33 の協定と言いまして、そのうちの１者と言いましたが、そういったところも、今議員ご指摘いただきました Starlink（スターリンク）にも精通をしている会社ですので、そういったもの。先ほど車を提供していただくといったのは、そういったものが使えるような形での配車の依頼ということで現在は考えております。
○９番（松尾陽子）　議長。
○議長（髙橋公時）　９番　松尾陽子議員。
○９番（松尾陽子）　理解できました。その後にですね、宿泊場所については町内の宿泊施設へ斡旋等を行うというふうにおっしゃったんですが、この町内の宿泊可能な施設とは、実際にこの施設に泊まれるっていうことをリスト化、リストアップされているんでしょうか。
○総務課長（升行真路）　議長。
○議長（髙橋公時）　総務課長。
○総務課長（升行真路）　お答えをさせていただきます。リスト化というものはしてはございませんが、先ほど申しました協定を結んでいるところに、世羅の宿

ひがしさんが協定に入っていただいていますので、そういった協定を結ばせていただいているところを優先的に利用させていただく。また災害の度合いにもよりますので、この市街地でありましたら、たとえばライフラインが使えない状況にある場合も想定できますので、そういったところも踏まえて協定をしていただいているところを優先的に考えながら、またあと利便性もございますけど、そういったところも含めながら、斡旋をしてまいりたいと考えております。

○９番（松尾陽子）　議長。

○議長（髙橋公時）　９番　松尾陽子議員。

○９番（松尾陽子）　よくわかりました。この応援職員が到着をしてから、住民対応を開始をされるまで、どのくらいの時間がかかるっていうふうに想定を、それは想定していらっしゃらないですか。

○総務課長（升行真路）　議長。

○議長（髙橋公時）　総務課長。

○総務課長（升行真路）　お答えをさせていただきます。冒頭から申し上げておりますように、災害の程度にもよるとは思うんですけど、先般の７月の熊本地震でも、大体もう１、２週間後にはもう既に広島県のほうがですね、総務省からの要請を受けて、各自治体のほうへの要請というものを出しておりましたので、1週間からそういったところぐらいではもうそういった要請判断ができるような形というものは取っていきたいというふうには考えております。

○９番（松尾陽子）　議長。

○議長（髙橋公時）　９番　松尾陽子議員。

○９番（松尾陽子）　その要請をしてからどのくらいになるかということではなくて、応援職員が来られてから、その人が実際にこの世羅町の中で住民さんに接して対応するという、そこの時間が大体どのくらいになるかっていうのは想定をされているのか、いないのか、そこら辺を伺いたかったのですけど。

○副町長（金廣隆徳）　議長。

○副町長（金廣隆徳）　私よりお答えをさせていただきます。松尾議員ご質問の応援者がこちらに来られて、それから稼働までにどれぐらいの時間かかるかといったところについてお答えをさせていただきます。

私自身の経験、東日本大震災の折もあったんですけれども、現地に入る前に、

あらかじめ罹災判定、またそういった業務のマニュアルを事前に読み解いて入ることが多くございます。現地に着きましたら、その行政機関の部署でオリエンテーションを行って、そしてそこから実務にすぐ入っていただくという形になります場合と、また規模にもよりますけれども、半日程度、来られてからですね、半日程度の準備時間を持って従事に入っていただくという形が一般的とお聞きをしておるところでございます。

○９番（松尾陽子）　議長。

○議長（髙橋公時）　９番　松尾陽子議員。

○９番（松尾陽子）　それを聞きたかったのはですね、やっぱり住民の方にいかに早く対応をしていただいて、1日も早い復旧に向けて進んでいけるのかっていうところが知りたかったのでお聞きさせていただきました。

次の質問に移ります。相互応援協定を締結しているだけにしない取組みについてお伺いをいたします。内閣府の令和７年改訂の手引きでは、災害時応援協定が実際に機能するよう、平時から点検すべき項目っていうものが追加をされているかというふうに思います。本町が締結をしている自治体間の災害時応援協定は何件あり、どの地域のどの自治体と締結をしているのでしょうか、お伺いをいたします。

○総務課長（升行真路）　議長。

○議長（髙橋公時）　総務課長。

○総務課長（升行真路）　５点目の「相互応援協定を締結しているだけにしない取組みは」の内容についてお答えをいたします。

現在、災害時の相互応援に関しましては、尾道市、三原市、福山市、府中市、神石高原町、笠岡市、井原市の７市町と締結をしております。また、備後圏域が広域にわたり被害を受けた場合におきましては、山陰の松江市、出雲市、米子市、安来市及び境港市と相互応援を行う協定を締結をいたしております。また、消防におきましては、県内23市町及び２つの消防組合と応援協定を締結しているところでございます。

協定を締結している市町とは、毎年度当初に担当者名簿を共有し、連絡が取れる体制については整えておるところでございます。

議員ご指摘いただきました締結しているだけにしない取組みというものでご

ざいますが、なかなかこういったものができていない状況にはあるんですが、備後圏域の中におきましては、ライフライン、特に水道などの応急処置や何かの研修等は、年に数回は行われているという認識はしております。あとについてはちょっと把握はできてないんですが、そういったライフライン等の応急修繕の研修はあるというふうに認識しております。

○９番（松尾陽子）　議長。

○議長（髙橋公時）　９番　松尾陽子議員。

○９番（松尾陽子）　今のお話とかぶるかもわからないんですが、協定自治体との情報伝達訓練とか、また応援受け入れ訓練とかいうものは実施されたことがありますでしょうか。

○総務課長（升行真路）　議長。

○議長（髙橋公時）　総務課長。

○総務課長（升行真路）　お答えをいたします。先ほどご答弁させていただきました協定を締結している団体とのそういった連絡調整というのは、本来はやらなければならない状況にはあるという認識はしておりますが、なかなかできていない状況であります。ただ、消防の関係で申し上げますと、先般芦田川でも大規模な災害訓練等がございましたので、そういった専門的なところにおかれましては、そういった広域での連携の訓練は実施をされております。行政間ではなかなかできていないという状況でございます。

○９番（松尾陽子）　議長。

○議長（髙橋公時）　９番　松尾陽子議員。

○９番（松尾陽子）　よくわかりました。なかなか難しい、広域でやろうと思ったら、なかなかね、相手のこともありますので、日程調整とかそういったものが難しいんだろうなというふうには理解をするところではありますが、訓練するっていうことがすごく重要になってくるんだなというのは実感として思っておりまして、そういったことが実施できるような体制を、できる限り整えていただいて対応していただければというふうに思っております。

　では次の質問に移らせていただきます。最後に、受援訓練と計画の定期的な見直しについてお伺いをいたします。

　受援計画は、防災担当課が保管しているだけでは機能しません。応援要請から、

職員配置、業務指示、交代までを訓練する必要があります。国も受援計画の実効性の向上のため、計画策定後の訓練や見直しの取組みを手引きに追加をしております。

受援計画に基づく全町的な訓練を行い、その結果を踏まえて計画を見直す考えはありませんか、お伺いをいたします。

○総務課長（升行真路）　議長。

○議長（髙橋公時）　総務課長。

○総務課長（升行真路）　それでは６点目の「受援訓練と計画の定期的な見直しは」についてお答えをさせていただきます。

受援計画の実効性を高めるためには、議員ご指摘ありましたように、計画を策定するだけでなく、応援要請から職員配置、業務指示、交代に至るまで、実際の運用を想定した訓練を行い、その結果を踏まえて見直しを行うことが重要であると認識をしております。

世羅町におきましては、令和５年度に全庁的な訓練を実施しておりますが、それ以降は実施に至っていない状況でございます。今後、受援計画に基づく訓練を実施できますよう調整を改めて進めまして、その結果を踏まえ、必要に応じて計画の見直しに繋げてまいりたいと考えております。災害におきましても昨今だんだん大きな被害、また突発的なものというものも考えられる状況になりますので、そういったことに対応できる職員の育成というものも今後はしっかりと考えていかなければならないというふうに考えております。

○９番（松尾陽子）　議長。

○議長（髙橋公時）　９番　松尾陽子議員。

○９番（松尾陽子）　今ご答弁いただいたように、若い職員さんにとってはまだ未経験の方がたくさんいらっしゃるんではないかというふうに思います。そういった意味で、受援計画に基づいた訓練というのは定期的に行われる必要があるのではないかなというふうに思っています。特にこの令和５年度に行われた全庁的な訓練というのは、どういったものだったのかご説明願いますでしょうか。

○総務課長（升行真路）　議長。

○議長（髙橋公時）　総務課長。

○総務課長（升行真路）　お答えをさせていただきます。当時私も参加はしておりませんので、資料に基づいて概要を説明をさせていただきます。

このときはですね、発災時の状況をまずはイメージをしていくこと。そうした中で業務継続計画であったり、災害時の受援計画の内容をしっかりと確認をしていくということ。そうした中で訓練を進めてまいっております。

先ほど町長の冒頭のご答弁にもございましたが、世羅町では直近では平成 30 年の豪雨災害等で他市町と行き来ができない状況というものも、長期間にわたり続いたところでございます。そういった状況を想定いたしまして、災害時の担当業務について各班で人的支援、物的支援の受援に関する検討を行ってまいったところでございます。

○９番（松尾陽子）　議長。

○議長（髙橋公時）　９番　松尾陽子議員。

○９番（松尾陽子）　ご説明いただいてよく理解ができました。先ほどの答弁の中で、今後、受援計画に基づく訓練を実施できるよう調整を進め、その結果を踏まえ、必要に応じて計画の見直しに繋げてまいりたいというふうにご答弁いただきました。この受援計画に基づく訓練をまた実施するという話ですが、その訓練は大体いつ頃を想定しておられるんでしょうか。

○総務課長（升行真路）　議長。

○議長（髙橋公時）　総務課長。

○総務課長（升行真路）　お答えをさせていただきます。先ほど来ご答弁をさせていただいておりますが、もう受援計画を策定して５年近くが経ちます。そうした中で、最初にこの受援計画を策定しての訓練ということでございましたので、見直しの時期も含めまして、もうこの５年を経過する中で、近々にはやっていかなければならないというふうに考えております。これが８年度中は難しいにしても、９年度中の内には実施できて、それをまたしっかりと関係部署と見直しを進める中で、この受援計画に反映をしていくという形で進めていかなければならないという認識はいたしております。

○９番（松尾陽子）　議長。

○議長（髙橋公時）　９番　松尾陽子議員。

○９番（松尾陽子）　災害時、どこから何人来るかが確定していない段階でも、

どの業務に何人必要かを判断し、速やかな応援を要請し、到着した職員を町民の支援へ直ちに配置できる体制になっているのか。これは、応援職員を確保することが目的なのではありません。応援職員の力によって、被災者を待たせない。避難生活を生活再建へと少しでも早く進めるために、今回の質問をさせていただきました。受援計画に基づく訓練を、適切な見直しが実施されることを要望して、この項目の質問を終わらせていただきます。

○副町長（金廣隆徳）　議長。

○議長（髙橋公時）　副町長。

○副町長（金廣隆徳）　お答えをいたします。ご質問の趣旨、災害はいつやってくるかわからない、どういった規模かもわからない。その中で復旧復興、また住民様へのサービスをいかに早期に戻していくかといったところの重要性をご質問いただいたところでございます。担当課長から縷々答弁を申し上げた中にもありますように、受援計画はその中で骨格をなす計画でもございます。肝要としましては、自治体全てで、世羅町だけでそれを対応しようと思わないことが重要であると考えております。いち早く受援計画に沿って受援要請をかけるということが必要でありますし、大規模災害の場合は、県、国からリエゾン、橋渡し役が派遣をされます。その立場でいらっしゃる方にしっかりと実情を訴えて、対口支援等の要請を速やかにかけていく。そして一方、初期の対応を行いながら、要請に応えていただいた職員がこちらに入ってきたときに、速やかに次の業務に入っていただく。復興に携わっていただけるように待ち受け体制もしっかりと取っていく。そういったところを日々の刻々と変わる気象の現在の風潮でございますけれども、現在の計画とマッチするのかどうか、やはり折に触れながらしっかりと検証しつつ、ご指摘いただきました訓練等の計画、これは消防庁であるとか国土交通省、そういったところの協力も調整をする中で取り組んでまいりたいと存じます。いかに早く通常の状態に戻していくか、またそれ以上に復旧復興に向けての事務を滞りなく進めていくということが肝要であると受け止めまして、今後しっかりと調整、またこれからの対応を練ってまいりたいと存じます。以上でございます。

○議長（髙橋公時）　次に　避難所の環境改善の取組みは　９番　松尾陽子議員。

○９番（松尾陽子）　議長。
○議長（髙橋公時）　９番　松尾陽子議員。
○９番（松尾陽子）　公明党はこれまで、大規模災害時の避難所環境の改善について、特にTKB（トイレ、キッチン、ベッド）の迅速配備やスフィア基準の導入を訴えてきました。

内閣府は、令和６年12月に「避難生活における良好な生活環境の確保にむけた取組み指針」を改定し、被災者が尊厳ある生活を営める最低基準を示すスフィア基準を取り入れました。令和６年能登半島地震などの教訓を踏まえ、トイレトレーラーの確保、キッチンカーによる温かい食事の提供、１人あたりの生活空間や生活用水の確保など避難所の環境改善に向けた具体的な対策が強化されています。そこで次の３点についてお伺いをいたします。

はじめにトイレトレーラー導入についてお伺いをいたします。

スフィア基準では、それまで50人に１基だったものを20人に１基と明記しました。さらに、トイレの比率を男性用１に対して女性用を３とするよう推奨しています。女性は男性の３倍の時間がかかることから、３倍の数に設定されているわけですが、この比率はまだまだ改善されていないのが現状です。

これは避難所のことではないんですが、国土交通省の昨年の調べによると、各施設の男性用便器数に対する女性用便器数の割合は、駅が63%、空港が66%、映画館で89%と、多くの施設で低い水準にとどまっています。１対１でもまだないんですね。

トイレトレーラーは三原市でも導入をされ、熊本地震の被災地にも貸し出されています。清潔なトイレの確保は、災害関連死を防ぐ上で非常に有効でありますし、平時には、イベント会場などでの活用もできるのではないかというふうに考えております。町としての見解をお伺いいたします。
○町長（奥田正和）　はい。
○議長（髙橋公時）　町長。
○町長（奥田正和）　松尾陽子議員の２問目、「避難所の環境改善の取組みは」の質問、第１点目でございます。「トイレトレーラー導入」についてのご質問にお答えをさせていただきます。

このトイレトレーラーにつきましては、災害時における衛生環境の確保はも

とより、平時においても各種イベント等で活用できるなど、有用性のある設備であると認識してございます。

一方で、導入には相応の費用を要し、議員ご指摘の三原市においては約 1,480 万円で調達されたとお聞きしております。

また、耐用年数及び平時のメンテナンスにおいても、どれだけの費用負担が生じているのかも判断の目安になると考えており、本町としては、導入自治体の稼働状況等のご意見等を伺うと共に、費用対効果、財源確保等、町における課題の検証を踏まえ検討してまいりたいと考えております。

○９番（松尾陽子）　議長。

○議長（髙橋公時）　９番　松尾陽子議員。

○９番（松尾陽子）　この三原市における 1480 万円のトイレトレーラーでございますが、私も調べたときに大体自治体で採用されているトイレトレーラーが 2000 万円ぐらいのものが多いのかなっていうふうに調べた上でお話をさせていただくんですが、このトイレトレーラーを購入する際に補助金が活用できるというのはご存知かと思うんですが、環境省の補助金で、フェーズフリーの省ＣＯ２独立型施設支援事業というのがあってですね、補助率が 3 分の 1 ということでありました。また一部市町においては、クラウドファンディングを活用して導入をしたという自治体もあるというふうに聞いております。こうしたお考えはないでしょうか。

○総務課長（升行真路）　議長。

○議長（髙橋公時）　総務課長。

○総務課長（升行真路）　お答えをいたします。現状の場合で申し上げますと、なかなか 3 分の 1 では難しいかなというふうに考えております。現在世羅町でも多くの避難所を設置、稼働するようにいたしておりますが、避難所におきましても、トイレはある程度、先ほど議員ご指摘いただきました数値には足りていない状況ではありますが、そういった中でのトイレというものに困るという状況ではまだ世羅町はないのかなというふうに考えております。今後においても先ほど町長のご答弁にもございましたが、この三原市、一番近い三原市さんが所有されておられますので、こういったところといろいろ情報共有をする中で、どういった形であればいいのかというのはしっかりと検討、また三原市と協議をしてみたいと考えております。以上です。

○９番（松尾陽子）　議長。
○議長（髙橋公時）　９番　松尾陽子議員。
○９番（松尾陽子）　私も最初にイベントなんかで活用できますという話をさせていただいたんですけれども、特にうちの道の駅はトイレが女性のところすごい並んでなかなか使えないというような状況があったりするわけですよね。そうしたところに、このトイレトレーラーをイベントやってらっしゃる時に使ったら、有効的に使えるのではないかなと個人的には思っているんですけれども、特に女性はやっぱり時間がかかるので、長蛇の列になるっていうのが必須の状況、どこに行ってもそうなんですね。男性のトイレは空いてるんだけど、まさか女性が男性トイレに入ってするっていうわけにはいきませんので、そういう状況にならないために、こうしたものを活用できないかなっていうふうに希望的観測で申し上げているんですが、その点についていかがでしょう。
○総務課長（升行真路）　議長。
○議長（髙橋公時）　総務課長。
○総務課長（升行真路）　お答えをさせていただきます。確かに今、松尾議員、ご指摘いただきましたように、特に長期間の連休であったり、そういったときでは、道の駅もかなりの混雑をするということは伺っております。そこへこのトイレトレーラーを持っていって活用するということはいいとは思いますけど、これ多分基数がかなり限られてますので、そこまでに２つあるかないかかなというふうに、今、三原が導入をしたときの写真を見ているんですけど、あんまり大きな、何基も何基も備えたようなトイレトレーラーじゃないのかなというふうに見ておりますので、あれば、確かにそういった災害時だけではなくて、他のイベント等にも活用はできるかとは思いますが、現状のところは先ほど申し上げたように、そういった稼働状況等を考えながらしっかりと検討していきたいと思います。
○９番（松尾陽子）　議長。
○議長（髙橋公時）　９番　松尾陽子議員。
○９番（松尾陽子）　貸し出しをしてですね、いくらかの対価をいただくという形ができればベストなのかなと個人的には思っております。
　では次の質問に移らせていただきます。次に、キッチンカーやトイレトレーラー、ランドリーカーなどの事前登録制度の導入についてお伺いをいたします。政府では、

被災地のニーズに応じて、キッチンカーやトイレトレーラー、ランドリーカーなどを迅速に提供するための事前登録制度を検討しています。実際もうできましたけれども、本町でも積極的に取組むべきというふうに考えますけれども、町としての見解をお伺いいたします。

○総務課長（升行真路）　議長。

○議長（髙橋公時）　総務課長。

○総務課長(升行真路)　それでは２点目の「キッチンカーやトイレトレーラー、ランドリーカーなどの事前登録制度の導入は」についてお答えします。

世羅町といたしましては、こうした車両の情報を直接把握をしておくことは、災害時における迅速な対応につながるものと考えております。現在、政府におきましては、キッチンカー、トイレトレーラー、ランドリーカーなどを災害時に迅速に活用できるよう、「災害対応車両登録制度」が令和７年６月１日から運用されております。本制度では、平時から登録された災害対応車両の情報を自治体が閲覧でき、発災時には被災地のニーズに応じて活用できる仕組みとなっております。本町といたしましても、こうした制度の活用に加え、町内で車両をお持ちの方への協力をお願いするとともに、必要に応じて車両のレンタル等で運用してまいりたいと考えております。

こちらにつきましては先ほど来からのこの一つ前のご質問等も重なるかと思いますが、災害の大きさ、程度によってもですね、提供くださる方が被災をされている状況もございます。そういったところもしっかりと踏まえて、この災害対応車両登録制度の中での、自治体が閲覧できるということでございますので、そういった仕組みを活用してもらえればなというふうに考えております。

○９番（松尾陽子）　議長。

○議長（髙橋公時）　９番　松尾陽子議員。

○９番（松尾陽子）　この登録制度なんですけれども、能登半島地震のときにトイレカーとかキッチンカーが有効であったということがあって、それでも行政側から、関係事業者に対して、大丈夫ですかっていう安否確認をしたりとか、提供可能ですかっていう、そういう可否を問い合わせるっていうことが、その都度その都度で発生をするということがあったものですから、その手間を省くためにデータベース化して、その検索によって直接支援を求められるというふうにしたっていうのが、こ

の登録制度かというふうに理解をしているところですけれども、実際にこの本町で、この登録制度に登録された方がいらっしゃるのかどうか、その点についてはいかがでしょうか。

○総務課長（升行真路）　議長。

○議長（髙橋公時）　総務課長。

○総務課長（升行真路）　お答えいたします。そちらについてはちょっと把握はできていない状況です。

○９番（松尾陽子）　議長。

○議長（髙橋公時）　９番　松尾陽子議員。

○９番（松尾陽子）　それでその後のご答弁の中で、町内で車両をお持ちの方への協力をお願いするというふうにありました。これは言われているのは法人とかそういう事業者さんが持っている車ということではなくって、個人所有の車っていう意味でおっしゃっているんですかね。

○総務課長（升行真路）　議長。

○議長（髙橋公時）　総務課長。

○総務課長（升行真路）　お答えいたします。町内で飲食店をされている方でも持っていらっしゃる方が、これは私個人のほうで直接ではないですけど、見たことがあるという程度の話ですので、そういったところへのお願い等、やはり先ほど来からの話にもございますが、協定を結ぶのが一番いいかなとは考えているんですが、やはり相手様がいらっしゃることですので、ご都合等もございますので、この発災時における対応については、相対での話し合いをしていく中でのレンタルという形になるのか、それかうまくいけば先ほどのように協定を結んで対応がしていけるのか、そういったところも今後の課題ではないかというふうに認識をしております。

○９番（松尾陽子）　議長。

○議長（髙橋公時）　９番　松尾陽子議員。

○９番（松尾陽子）　町内でのそういった車両を持っていらっしゃる方の登録制度みたいなものができて、実はその災害には使ってもいいですよっていうような協定を結ぶという形にはなるかと思うんですが、そういうものができると、もっと前進できるのかなっていうふうに思います。それでは次の質問に移ります。

次にマイナンバーカードを活用した受付アプリの導入についてお伺いをいたし

ます。デジタル技術を活用した防災対策として、マイナンバーカードを活用した避難者受付や安否確認、災害者支援の迅速化などが全国で進められています。導入に対する町の見解をお伺いいたします。

○総務課長（升行真路）　議長。

○議長（髙橋公時）　総務課長。

○総務課長（升行真路）　それでは３点目の「マイナンバーカードを活用した受付アプリの導入は」についてお答えをさせていただきます。

　マイナンバーカードを活用した避難者受付や安否確認につきましては、避難所における受付事務の迅速化や入力ミスの防止、被災者情報の的確な把握といった点で、大規模災害時には有効な手段であると認識をしております。一方で、導入に当たりましては、必要となりますパソコン端末や通信環境、アプリケーション等の整備に加え、運用方法や費用負担の整理も必要であると考えております。これにつきましては、本町のDX推進と併せ、先進事例や必要な機器・システムに関する情報収集を進めますとともに、できるだけ安価で、利用者の負担の少ない仕組みの導入について検証してまいりたいと考えております。

○９番（松尾陽子）　議長。

○議長（髙橋公時）　９番　松尾陽子議員。

○９番（松尾陽子）　この点についてはしっかりと検証をしていただきたいというふうに思います。世羅町は比較的災害が少ない地域であるというふうには思います。でも今も雨降っておりますけれども、台風の接近に伴って大雨の予報も出ていたりするようであります。今やもう災害はどこで起こってもおかしくない状況にあります。こうした平時の備えが万全であるかどうかが重要になってくるかというふうに思います。今日ご提案をさせていただいたことをしっかりと検証、またしていただきながら、1日も早い導入に至ることを強く要望して、私の一般質問を終わりたいと思います。

○副町長（金廣隆徳）　議長。

○議長（髙橋公時）　副町長。

○副町長（金廣隆徳）　お答えをいたします。この質問につきましては、トイレトレーラー、またキッチンカー、そしてランドリーカー、また避難所の運営に関わります避難者の把握といったところの、どちらかというと支えるといった部分でのご

質問をいただいたと受け止めております。ご示唆いただきますように、平時の準備、そして平時からの考え方が功を奏するといったところでございます。トイレトレーラー、またキッチンカー、それを必要とする災害が起こった場合は、かなり広域で、また甚大な災害が起こったときだと、そのようにも受け止めることができます。備後広域、また広域市町村圏の中で、保有されている自治体に横連携をとって、どちらかというと持っている自治体が被災された自治体へ派遣をし、また他県からその支援をいただくという中でも、それぞれの自治体が相身互いでどのように準備をしていくか、そういった課題にもなってくるんだろうと受け止めておるところでもございます。

受け持つ避難所の部分での DX の推進についてもご示唆をいただいたところでございます。マイナンバーカード、概ね普及をしてきたというところではございますけれども、さらに利用する範囲が広域化し、また広範囲にわたるということもしっかりと説明をしながら皆様にお持ちいただく中で DX の推進と併せて充実を図ってまいりたい、そのように考えておるところでもございます。ご示唆いただきました平時からの準備がどこまでできるか、どこまで憂いを持って考えていくことができるか、引き続き取り組んでまいります。以上でございます。

○議長（髙橋公時）　以上で９番　松尾陽子議員の一般質問を終わります。

ここで休憩といたします。再開は１４時１０分であります。

休　　憩　１３時５５分

再　　開　１４時１０分

○議長（髙橋公時）　休憩を閉じて会議を再開いたします。休憩前に引続き一般質問を行います。

次に　集落維持と地域活動の担い手確保は。７番　向谷伸二議員。

○７番（向谷伸二）　議長。

○議長（髙橋公時）　７番　向谷伸二議員。

○７番（向谷伸二）　議長より発言の許可をいただきましたので、通告に基づき質問をさせていただきます。まず質問の要旨でございます。

中山間地域では、人口減少や高齢化の進行に伴い、自治会活動を始め、草刈り

や道路、水路等の維持管理、地域行事、見守り活動など、これまで住民の共同活動によって支えられてきた集落機能の維持が困難となっています。

また、自治センターにおいても、地域活動を担う人材の高齢化や固定化、後継者不足が進み、一部の住民に負担が集中するなど、地域運営の担い手不足が深刻な課題となっております。このまま人口減少が進めば、地域活動の縮小だけでなく、生活基盤や地域コミュニティの維持そのものが困難となり、更なる人口流出を招く悪循環に繋がることが懸念されます。

そこで、本町における地域の現状と課題をどのように認識しているのか。また、自治センターや自治会などの担い手不足に対し、行政としてどのような支援を行っているのか。さらに、今後の人口減少を前提とした上で、地域住民だけに負担を求めるのではなく、自治センター、自治会、行政、地区外の人材、団体等がそれぞれの役割を担いながら、集落機能を維持、再構築していくための仕組みづくりについて、町の考えをお伺いをいたします。

まず最初に、１番目、中山間地域の現状と課題をどのように認識しているのか、お尋ねをいたします。

○町長（奥田正和）　はい。

○議長（髙橋公時）　町長。

○町長（奥田正和）　向谷伸二議員の集落維持と地域活動の担い手確保についてのご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

１点目にございます中山間地域の現状と課題をどのように認識しているのかのご質問でございます。

日本の国土面積の約７割を占めるとされる中山間地域は、自然環境に恵まれている一方で、急激な人口減少と高齢化に起因する地域活動や地域の関係産業である農業等における担い手不足により、住民自治組織の維持や協働のまちづくりをこれまでと同様に継続していくことが難しくなっているものと認識してございます。

中山間地域の現状は、本町におきましても例外ではなく、他自治体の先進的な取組み事例などを参考にしつつ、今後も中山間地域の特性を生かし、持続可能な地域社会の実現に向けて、行政、地域が一体となって取組む必要があると考えております。

先般来、さまざまな冊子であったり、テレビ等のニュース等を見ますと、かなり

若手の核となる方が地域にＵターン、Ｉターンされて活躍されている場面もよく拝見させていただきます。まずどう地域と関わっていくのかという模索から始められてますけれども、やはりメディアも上手く活用されますし、SNS 等をしっかり使って地域の良いところを発信もいただいております。世羅町にもそういう人材がしっかり育ちつつあろうかと思っていますし、今後においても商工会青年部でも、空き家関係のシンポジウムが行われます。そういった地域の核となる方々がしっかり地域で活動できるように、町もしっかり支援が必要と思います。これには、自治会であったり、自治センターの町からですね、いろいろお願いしてございます事務方の方々のお考えも含めて、ともに頑張っていければと思います。よろしくお願いしたいと思います。

○７番（向谷伸二）　（挙手）

○議長（髙橋公時）　７番　向谷伸二議員。

○７番（向谷伸二）　先ほどのご答弁の中で、担い手不足による住民自治組織の維持や協働のまちづくりをこれまでと同様に継続していくことが難しくなっているというふうな認識が示されましたが、その一方で中山間地域の特性を生かし、持続可能な地域社会の実現を目指すとのご答弁もありました。そこでこの中で２点お伺いをいたします。

１点目、町が考える中山間地域の特性とは、具体的に何を指しているのか。豊かな自然環境や農林業、地域の歴史文化、人と人との繋がりなどさまざまな地域資源があると思いますが、特にどのような特性を、地域の強みとして捉えているのかお伺いをいたします。

○企画課長（藤川道代）　議長。

○議長（髙橋公時）　企画課長。

○企画課長（藤川道代）　お答えいたします。向谷議員からのご質問でございます。中山間地域、世羅町も中山間地域ということになりますが、町が考える中山間地域の特性ということで、世羅町の場合、やはりさまざまな観光資源もございますし、農業といったところも大変大きな地域資源と考えております。また答弁の中にも書かせていただいておりますが、中山間地域という、いわゆる田舎ということにもなりますが、こういったところをよく移住をして来られる方、また世羅町への移住を希望される方が言ってくださる中には、この人と人との繋がり、またちょうどいい

距離感で世羅町の方は接してくださるというようなこともお話を聞くこともあります。世羅町の強みといたしましては、農業を基幹系産業とする、そういった農業の町であることと同時に、人の温かみ、人と人との繋がり、ここも大変大きな強みと感じているところでございます。以上でございます。

○７番（向谷伸二）　（挙手）

○議長（髙橋公時）　７番　向谷伸二議員。

○７番（向谷伸二）　地域特性ですね、農業であったりとか観光資源いろいろありますが、どのように活用して持続可能な地域社会の実現に繋げていくのかということになります。単にその地域資源を維持するだけではなく、地域の活力や担い手の確保、関係人口の創出などにどのように繋げていくお考えをお持ちなのか、お伺いをいたします。

○企画課長（藤川道代）　議長。

○議長（髙橋公時）　企画課長。

○企画課長（藤川道代）　お答えいたします。この世羅町が持つ大変いろいろな資源、こういった地域特性をどのように活用していくのかというご質問でございます。

どの分野におきましても今人口減少、高齢化に伴い、担い手不足というのは大きな課題となっていると考えております。

世羅町は観光の町でございますけど、観光の部門においても、特に観光の期間においては人が足りないのよというようなお話をお聞きしたり、農業の分野については特に高齢化も進んでおりますので、担い手不足というのは大変大きな課題と捉えているところでございます。先ほど町長のお話の中にもありましたように、そういった中におきましても、核となる若い人の獲得というところは非常に有効な手段、若い人、移住もそうですが、世羅町に関係のある方、世羅町の出身者であったり、そういった方に帰ってきてもらって一緒に世羅町のことを盛り上げていただくような取組み、そういったところもやっていかなければいけないなというふうに感じているところでございます。そういったさまざまな角度からこの活用を図っていく取組みを進めていきたいと、そのように考えているところでございます。以上でございます。

○７番（向谷伸二）　（挙手）

○議長（髙橋公時）　７番　向谷伸二議員。

○７番（向谷伸二）　またご答弁の中で行政と地域は一体となって取組むというご答弁がございましたが、現在までその行政と地域が一体となって取組むというようなことをやってこられたのかどうか、その辺についてお伺いをいたします。
○企画課長（藤川道代）　議長。
○議長（髙橋公時）　企画課長。
○企画課長（藤川道代）　お答えいたします。特に住民自治という部分におきましては、世羅町は早い段階から協働のまちづくりというところを掲げて、行政と地域と一体となってこのまちづくりを進めるというところを大きく掲げて進めてきたところでございます。早い段階から指定管理者制度を導入し、この住民自治組織に自治センターの指定管理をお願いする、代わりにそういったところの人件費等の支援をさせていただきながら地域づくりを地域と一緒に取組んでいく、そういった取組みを長年、早い段階からしてきたところでございます。以上でございます。
○７番（向谷伸二）　（挙手）
○議長（髙橋公時）　７番　向谷伸二議員。
○７番（向谷伸二）　本町では、世羅町元気な地域づくり応援事業というのを展開されておられます。関係人口を構築する観点からも非常に意義のある取組みであるというふうに考えております。実際にそれが地域の活性化や担い手の確保に繋がっているのか、あるいは一度きりの交流で終わっているのか、継続的な地域の関わりに繋がっているのか、そのことについて事業の成果、あるいは課題について、町としてどのような評価をされているのか、お伺いをいたします。
○企画課長（藤川道代）　議長。
○議長（髙橋公時）　企画課長。
○企画課長（藤川道代）　お答えいたします。議員のほうから元気な地域づくり応援事業のことを取上げていただいております。この元気な地域づくり応援事業につきましては、つい最近、来年度実施する事業についてちょうど審査会を行ったところでございます。
　だいぶ５年目になるんですが、５年経ってきまして、応募していただくプロジェクトも一定数あるような状況でございます。そういった中で、特にいわゆる住民自治組織、大組織からのご応募も、毎年継続的に行っていただいている地区も出てきておりまして、たとえば津久志地区においてはスポーツイベントの開催、

また黒川地区におきましてはグラウンドゴルフを中心とした町外からグラウンドゴルフをする方を呼んでこられるような取組みといったところを続けておられるところです。

昨年度から大見地区においては、特にその関係人口というところをポイントに置いた取組みを進めておられるところです。

審査会におきましても、今、向谷議員が言ってくださいましたところ、特に重視して審査を行っております。と言いますのは、やはり一過性のイベントだけになってはいけないというところは、応募していただく団体にも毎回そのようにお願いをしているところでございまして、たとえばイベントに来られた方に、SNS に登録をしてもらう取組みをするですとか、来ていただいた方がまた世羅町に訪れていただけるような仕組み、そういったところはどこの団体も工夫を凝らしながらしてくださっていると考えておりまして、この継続的な取組みをしていただいているものと認識をしているところでございます。以上でございます。

○７番（向谷伸二）　（挙手）

○議長（髙橋公時）　７番　向谷伸二議員。

○７番（向谷伸二）　非常に地域も盛り上がるといった点もありますし、それから地域を広く宣伝といいますか、知っていただけるという意味でも非常に効果のある事業だなというふうにも思っております。ただそれが、今おっしゃられたように来られた方が、たとえばその地元を宣伝してくださったりとか、そういう形で広げていただけるというのは非常にありがたいというか、非常にいいことだというふうにも私も認識しております。ただそれがもっともっと地域に根付いていくような関係人口になるためにどうしたらいいのか。あるいは、それがたとえば世羅町の観光資源として活用できることがないのかどうか、そういったもう少し裾野を広げて、もっと深掘りをして見ていくことで、本当の関係人口が創出できるのではないかなというふうに思っております。ですから、その辺は行政のほうもしっかりその辺も見極めた上、見極めたというよりも、その辺をしっかり支援していくというか、サポートするような形で、実際世羅町が潤っていくような形、あるいは移住してみようかなというような人が増えるとか、そういった結果にしっかりと結びつけるような形のものを構築をしていただけたらというふうに思っておりますので、その辺もいろいろご検討いただきたいと思います。

では、次の質問に行きます。自治会、自治センター、地域団体などでは役員や活動を担う人材の不足が深刻化し、自治会活動や地域行事の縮小、廃止まで検討せざるを得ない地域もあると聞いております。そこで、自治会、自治センターなどの担い手不足を解消するため、今後どのような支援策を講じていくのか、お尋ねをいたします。

○企画課長（藤川道代）　議長。

○議長（髙橋公時）　企画課長。

○企画課長（藤川道代）　お答えいたします。２点目の自治会、自治センター等の担い手不足を解消するため、今後どのような支援策を講じていくのかのご質問にお答えいたします。

本町では、行政と地域が協働のまちづくりを掲げ、これまでともに地域づくりを進めてまいりました。自治会、自治センター等の担い手不足などの課題は、自治センター単位での住民自治組織である大組織だけでなく、中組織や小組織においては、さらに深刻な課題と感じているところでございます。町といたしましては、現在、広島県地域政策局中山間地域振興課のご支援をいただきながら、地域ごとに、現状や課題等の把握を行うとともに、地域内で課題を共有し、地域の将来に向けた話し合いを行っております。今後も、行政と地域が一体となって、自治組織及び地域活動のスリム化や効率化、また地域に住んでおられる住民だけでなく、地域の出身者などに地域へ関わってもらう取組みを進めていくことで、地域を支える人材が少なくなる中にあっても、持続可能な地域づくりを目指していきたいと考えております。以上でございます。

○７番（向谷伸二）　（挙手）

○議長（髙橋公時）　７番　向谷伸二議員。

○７番（向谷伸二）　広島県地域政策局中山間地域振興課の支援を受けながら、地域ごとの現状や課題を把握し、地域の将来に向けた話し合いを進めているということでした。ちょっとまだこの内容を私も詳しく存じておりませんので、まずこの地域のあり方についての話し合いについてはどのような内容で、どのような手順で進めておられるのか。またどれぐらいの期間を目処に進めておられるのか、その点についてお伺いをいたします。

○企画課長（藤川道代）　議長。

○議長（髙橋公時）　企画課長。
○企画課長（藤川道代）　お答えいたします。今申し上げました県のサポートを受けているということでございますが、広島県話し合いサポート事業をということで、町として積極的に手を挙げて広島県の当該事業を活用させていただいているところでございます。町内におきましては、令和６年度から先行して、大見地区、この事業は２年間という一旦の区切りがございますので、令和６年度、７年度大見地区でこの事業を活用させていただき、今年度、令和８年度からは、伊尾小谷地区、東地区、津久志地区、小国地区の４地区において話し合いを始めているところでございます。

この事業につきまして概要でございますが、現状や課題、将来的な展望を、まずは調査するため、ヒアリングやアンケート調査の実施、これも県が業務委託をしている専門家のサポートに入っていただきながら、そういったことの取組みの方向性を検討するためのアンケート調査を行い、そのアンケート調査結果の分析であったり、資料づくりといったところのサポートを受けたり、地域の住民の皆さんの話し合いの場を住民自治組織に作っていただくんですが、そこへ来ていただいて話し合いの場における意見の取りまとめであったり、議論を進めるための人材の派遣といったサポートを受けているところでございます。そういった伴走支援を受けながら、データ収集や分析により、現状把握や課題、将来展望を把握した上で検討テーマを設定し、具体的な話し合いを進めている、そういった取組みでございます。

なお、大見地区におかれましては、令和６年度、７年度この２年間を実施され、その話し合いを一旦は置いているところでございますが、役員数や事業の見直しなどに着手をされ始めているというふうにお聞きをしております。具体的に華々しい成果というところには至ってないですが、アンケート、話し合いを実施することを通して、地域住民の皆さんにまずは危機感を持ってもらって、自分たちの地域のことを自分ごとと受け止めてもらう、そういった取組みと認識をしているところでございます。以上でございます。
○７番（向谷伸二）　（挙手）
○議長（髙橋公時）　７番　向谷伸二議員。
○７番（向谷伸二）　ということはまずきっかけづくりと査兼きっかけづくりというような意味合いで捉えてもいいということでしょうかね。

一番重要なのは地域の方がその中に入っていくことだと思うんですよ。ただ、危機感は皆さん持っておられると思うんですけど、なかなか口に出さないんですよ、皆さん。持っているんですよ、ここには。どうなるんだろう、やばいぞと。どうなるんだろうと持っているけど、どうしていいかわからないし、どうなるのかわからないから、皆さん口に出さないっていう部分がどっかにあるというふうに私は感じています。ですから話し合いを持つ場所を作るっていうのは非常に大事だなというふうには思っていますので、一応これが２年間で終わりということですよね。サポートは。そこから先は地元がどうやっていくかっていうのはそこから動いていくという、そのことに関して、行政としての支援というのはあるんですか。２年後のこと。

○企画課長（藤川道代）　議長。

○議長（髙橋公時）　企画課長。

○企画課長（藤川道代）　お答えいたします。もちろんこの２年間の事業というのは現状、広島県が２年間の事業ということで行っている事業でございます。この２年間の話し合いの後、やはり議員もおっしゃっていただきましたように、今後地域がどうなっていくのかというところについては、これ前も申し上げたかもしれないんですが、引き続きその地域の皆さんが話し合いを進めていただくこと、自分ごととして捉えていただくことということが継続的に必要というふうに考えておりまして、こうなったら正解とか、こうなったらゴールということは、こういったことにはないのかなというふうに感じております。そういった話し合いを進めていくにあたっては、もちろん町のほうもしっかりと助言をさせていただいたり、関わらせていただく中で継続的にそういった取組みができるよう支援をしてまいりたいと考えております。

○７番（向谷伸二）　（挙手）

○議長（髙橋公時）　７番　向谷伸二議員。

○７番（向谷伸二）　地域のことは地域でその後やっていく、主体的にやっていくということがされると思うんですけど、たとえばそれに年に何回話合いを持ちましょうとか、そういった形での関わり合いっていうのは持たれるんでしょうか。それとも、ある程度地域の自主性に任せて、要望があったら行きますよっていうスタンスなのか、その辺はどうでしょうか。

○企画課長（藤川道代）　（挙手）

○議長（髙橋公時）　企画課長。

○企画課長（藤川道代）　お答えいたします。やはりこういったことにつきましては、基本的には住民自治でございますので、なかなか役場のほうが年に何回、話し合いをしてくださいということはできないのかなというふうに思っているところでございます。基本的には、地域の自主性を重んじながら、しかしながら、一方でそういった話し合いの場をしているところ、モデル的に先進的に行っておられるところの取組みをご紹介させていただく機会を持つでありますとか、こういった話し合いの場づくりをしていってほしいというところは常にお話をさせていただこうと、そのように考えております。以上でございます。

○７番（向谷伸二）　（挙手）

○議長（髙橋公時）　７番　向谷伸二議員。

○７番（向谷伸二）　地域課題を整理、調整し、解決に向けて取組むためには地域全体をコーディネートできる人材が必要ではないかというふうに考えております。地域の中から、そうした人材を発掘、育成するということに加えて、必要に応じて外部から人材を招聘するなど、地域を支えるコーディネート人材を確保する仕組みづくりについて、町はどのような考えをお持ちかをお尋ねをいたします。

○企画課長（藤川道代）　議長。

○議長（髙橋公時）　企画課長。

○企画課長（藤川道代）　お答えいたします。まさに言っていただきましたようなコーディネートをしていく人材というところがいてくれれば、こういった部分をもっと進めていけるのかなというふうに感じているところではございます。しかしながらこの地域の課題というのは、やはりその地域のことをよく熟知した方が進めていただくことが良い場合と、一方で、ちょっと第三者的に離れた目線で、そういった話し合いのコーディネート、いろいろな進めていくコーディネートをしてもらうほうがいい場合と、いろいろケースバイケースであろうかというふうにも思っているところです。

　こういった地域のことのコーディネートというところになりますと、やはり自治センター長であったり、地域スタッフの方がそういったところも担っていただいてくれているのかなというふうに感じておりまして、まずはそういった自治センター

長、地域スタッフに関してはいろんな研修をするといったところでしっかりと地域、今も支えていただいておりますけど、いろんな研修を受けていただくことで、そういった知見も広げていただいているのかなというふうに感じているところです。また一方で議員おっしゃっていただきますように、そういったところを専門的にと言いますか、コーディネートできる人材というところは、考えていかないといけないのかなというふうに今、捉えているところでございます。以上でございます。

○７番（向谷伸二）　（挙手）

○議長（髙橋公時）　７番　向谷伸二議員。

○７番（向谷伸二）　自治センター長であるとか、その関係者が足りないから、どうにかしたいわけで、だからその分を埋め合わせるためには、何か手を打たないと、足らないっていうことですから、そこはやはり第三者も含めて考えていく部分というか、あるいは地元の中の方でも、もっと若い方で、どんどん参加できる方をどうやって募っていくかっていう、それが非常に重要かなと思っていますので、そういったことを取組むというか、後押しするようなことっていうのはやっぱり必要ではないでしょうか。

○企画課長（藤川道代）　議長。

○議長（髙橋公時）　企画課長。

○企画課長（藤川道代）　お答えいたします。国の制度で、集落支援員制度というのがございます。今議員がおっしゃっていただいたことに関して、こういった支援制度も使えるのかなというのは全く検討してないわけではないです。いろいろな国の制度についても検討はしてきております。引き続きそういった研究もしながら、そういった人材の確保というところも、先ほども言いましたように、地域の中の方がいいのか、それともあるいは外部の方がいいのかというところも含めて引き続き検討、研究をしてまいりたいとそのように考えております。以上でございます。

○７番（向谷伸二）　（挙手）

○議長（髙橋公時）　７番　向谷伸二議員。

○７番（向谷伸二）　今後人口減少が進む中で、単独の集落や自治区だけでは維持運営が難しくなる地域が増えていくということも予測されます。そのため複数の集落や自治区が連携し、地域活動や生活環境の維持管理などを共同で行うような仕組

みづくりというか、こういったことも検討していく必要があるのかなというふうにも感じております。複数地域による連携・協働運営について町はどのような考えをお持ちなのか、お伺いをいたします。

○企画課長（藤川道代）　議長。

○議長（髙橋公時）　企画課長。

○企画課長（藤川道代）　お答えいたします。今議員おっしゃっていただきましたように複数地域による連携というところは、これは私も兼ねてからいろんな場で、そういった取組みを少しずつ考えていってもらいたいということは、自治センター長会議、会長会議等でお話をさせていただいてきているところでございます。近年２地区が共同で敬老会事業を開催したりですとか、スポーツイベントを共同で開催しようとする動きがあったりですとか、そういったやはり自治センター同士、住民自治組織同士、共同で事業を一緒に行っていこうとする動きは、皆さん模索をしてくださっているところです。これこの前私ちょっと気づかされたんですけど、そういった複数地域でいろんな取組みをしようと思ってるんだという話を聞いたときに、そりゃ、良いことを考えてくださっていると思っていたんですけど、やはりそういう思いを持ってくださったところに、行政としても何らか一緒に話し合いの橋渡しになるとか、やはり町としてもそういったところのサポートはしていかなければいけないなというのはこの前ちょっと別の会議で気づかされたところですので、一緒にそういった複数、住民自治組織での事業展開というのはサポートして進めてまいればと考えているところでございます。以上でございます。

○７番（向谷伸二）　（挙手）

○議長（髙橋公時）　７番　向谷伸二議員。

○７番（向谷伸二）　違う地域が一緒にやるっていうのは大変難しいことだということも私も認識はしております。いきなりその難しいことから一緒にやりましょうというのは、これははっきり言って難しいと思うんですよね。だから、できるだけ楽しい行事とか、お互いが触れ合えるような行事、そういったことで徐々に垣根がなくなるようなことから進めていかないと、なかなか難しいのかなとは思っていますけど、でも単独でやることが難しいとなればどうしてもそれは、やっぱりチャレンジしていかなくてはいけないことだと思いますので、もちろんしっかりその住民の方の意思というか、思いというのも、十分配慮する必要はございますけど、まず

そういったことからスタートして、できるだけ距離感を縮めるようなやり方も、行政としてしっかり支援をしていただきたいなというふうに思っています。

次の質問に行きます。

人口減少が進む中、地域内の人材だけで全ての地域課題を解決することには限界があります。今後は、地域住民だけでなく、地区外の人材や団体、企業、大学などとも連携し、それぞれが持つ知識や経験、技術、人材を地域づくりに生かしていくことが重要と考えます。そこで、地区外の人材・団体等を活用し、集落機能を維持、再構築する考えはについてお伺いをいたします。

○企画課長（藤川道代）　議長。

○議長（髙橋公時）　企画課長。

○企画課長（藤川道代）　３点目の「地域外の人材・団体等を活用し、集落機能を維持・再構築する考えは」のご質問にお答えいたします。

人口減少や高齢化が進む中山間地域におきましては、従来の定住人口だけでなく、町の出身者や、地域外に居住しつつも、移住ではなく、さまざまな形で地域活動などに参加し、地域の活性化に寄与いただける関係人口の重要性が高まっております。町といたしましては、企業や大学との連携も模索しながら、関係団体とともに、交流プログラムの企画・実践を行い、関係人口の拡大に取組んでおります。今後もこうした取組みを通じて、地域外の方々が一時的、あるいは継続的に地域に関わることで生まれる新たなネットワークにより、地域住民との交流や協働が深まることで、関係人口が地域の活力及び集落機能の維持・再構築に大きく寄与してくれるものと考えているところでございます。以上でございます。

○７番（向谷伸二）　（挙手）

○議長（髙橋公時）　７番　向谷伸二議員。

○７番（向谷伸二）　ご答弁にあった交流プログラムについてですが、具体的にどのような内容を実施されたのか。また今後どのような展開を考えているのかについてお伺いをいたします。

○企画課長（藤川道代）　議長。

○議長（髙橋公時）　企画課長。

○企画課長（藤川道代）　お答えいたします。交流プログラムという呼び方をさせていただいたんですが、関係人口の創出というところで、さまざまに事業を考えて

行ってきたところでございます。世羅町の移住交流促進協議会という団体で、各関係団体から委員に出ていただいて、組織しております移住交流促進協議会という会が中心となって、過去にいろいろな関係人口創出のためのプログラムを実施してきた、そういったところでございます。

近年で言いますと、県の事業を活用して東京都等から若い方に来ていただくプログラム、里山Ｗｅｂというプログラムに参加して全国から若い方に来ていただく。そのときに世羅町の移住交流促進協議会の委員の方とも交流をしていただく中で継続的な繋がりを持っていただくというところで知り合った方たちは、ここ近年は毎年さまざまに、昨年度で言えば農業体験のイベントを企画、実践を一緒にさせていただいたところでございます。そういった形で人数がどんどんとたくさんの方に関わっていただくということではないんですが、そういった町として行っているところで言えば、この移住交流促進協議会を通じたそういったプログラムを実施しているところでございます。

また、先ほども少し触れさせていただきましたが、各地区におきまして元気な地域づくり応援事業等を活用した関係人口創出事業というのは、各地域のほうでさまざまに行っておられますので、そういったところで世羅町のことを知っていただき、世羅町の魅力を発信していただく。また一緒にさまざまに取組んでいただく、そういった取組みを近年もしてきているところでございます。以上でございます。

○７番（向谷伸二）　（挙手）

○議長（髙橋公時）　７番　向谷伸二議員。

○７番（向谷伸二）　移住交流促進協議会、これ確か補助金が出ていましたかね。なんか、金額がすごく少なかったような記憶があるんですが、間違いでしょうか。どの程度出ていましたかね。

○企画課長（藤川道代）　議長。

○議長（髙橋公時）　企画課長。

○企画課長（藤川道代）　多いか、少ないかはあれですが、近年は 100 万円の補助金、予算要望させていただいてご承認いただいております。以上でございます。

○７番（向谷伸二）　（挙手）

○議長（髙橋公時）　７番　向谷伸二議員。

○７番（向谷伸二）　失礼しました。私の勘違いでした。申し訳ございません。

では支援していただける団体というか、そういったこと、なかなか簡単にはないとは思うんですけど、本町でも地域おこし協力隊という方にご協力いただいて、力になっていただいていると思いますけど、今現在の今までの世羅町の取組みとして、個々の集落や自治区を単位として、要望に応じて配置しているというような形が多かったというふうに思っております。ただ町全体あるいは一定のエリアを単位として、広い範囲を単位としてその複数地域に共通する課題や単一の地域では対応が難しい大きな地域課題に取組んでもらうという、そういった活用方法、他市町では結構活用されていると思います。今の本町と違うのは、もちろん個別で取られているところもありますけど、町の大きな課題に対して、それをさらに細分化してはっきりとした目的を持ってそれを担当してもらう。そうすると世羅も何十人ですよね。それが一つのチームとなって組織化されて町の課題に当たるというようなことをされているところが結構多くあります。

私が産業建設の視察で行ったところもそういった形で、延べ人数でいうと数百人も来られていて、そのうちの何割でしたかね、かなりの割合の人がもうそこで移住されて、しかもそこで起業化されているという、その町の課題に対してそれを取り組んでやっているっていうようなところもありました。それぐらいにすると、協力隊のメンバーの方も力を発揮できるというか、目的がはっきりしているんで、しかも仲間意識というのもきっちりできて、自分とこはどうする、あなたのとこはどうするっていうような形で、目的に対してしっかり前に進むことができるというようなやり方をされているところがあります。ただ残念ながら本町では非常に単発的な取組みというか、に終わっているような気がします。ですから、その辺はもう少し、せっかくそういった支援制度があるわけですから、町全体として協力隊の方に取組んでもらうというようなやり方をすべきではないかなと。明らかにそこに人材があるわけですから、協力隊という登録されている方がいるわけですから。その方は何か地域に貢献したいという目的を持ってそこに登録をされてるわけですから。一番合致するわけですよね。その方を、いかに有効的にきちっと町のために活躍していただけるかっていうことを考えるべきではないかなというふうに私は思っています。そういったことに関しての考えはどうでしょうか。

○企画課長（藤川道代）　議長。

○議長（髙橋公時）　企画課長。

○企画課長（藤川道代）　お答えいたします。まず現状協力隊員は、現状３人活躍をしていただいております。議員からありましたように、世羅町の場合、各地区にお一人というような形で任用をしている方と、今で言えば大見地区と黒川地区にそれぞれお一人ずついらっしゃいます。そういった形で活動拠点をその地区において活動しておられる協力隊員と、また一方でテーマを設けて、たとえば町内全域の脱温暖化活動していただく、町内全域の生物多様性の活動をしていただく、移住定住の活動をしていただくみたいな、町内全域を活動拠点としつつ、テーマを決めていただいて、そのテーマに沿った活動をしていただく協力隊員を任用する。この大きくは二つの形で今まで協力隊員を任用してきたところでございます。

議員おっしゃっていただきましたように、先進的に協力隊の制度を導入して、活用されておられる自治体によっては数百人単位で今まで協力隊員に来ていただいて、そのうちの何割も移住されて、そこで起業されて頑張っておられるという、そういった事例もたくさん私も視察に行かせていただいたりということで、見させていただいたこともございます。大変そこの自治体に協力隊員が起業して根ざすというところで、その方を目指してまた新しい方が来られるという好循環が生まれているという大変好事例だなというふうに見させていただく一方で、やはり自治体職員で集まる研修会においては、人数が多ければ多いほど、やはり自由な発想の方も多いので、なかなか難しいところもあるんだよというようなお話も一方で聞くところでございます。また３年間という任期でございますから、任期終了後、自立をしていただくというのは、これは並大抵のことではございません。起業していただければいいと簡単に言いますけれども、なかなかそれで自分が生計を立てていくというところは本当にやはりそういう思いを強く持っている方じゃないとできることではない。またＮＰＯ法人を立ち上げられたり一般社団法人を立ち上げられたりというようなところもいくつか見させていただきましたけど、やはりそこには行政がいろんな形で業務委託をしていたり、そういった形で何らかの行政の支援を受けられて何とか成り立っているというようなところも多いというふうに受けとめているところでございます。一長一短ございますが、地域おこし協力隊員というのは、やはり世羅町外から世羅町に魅力を感じて来ていただいて、いろんなことで取組んでいただく、大変貴重な人材、貴重な大変有効な事業と思っておりますので、町といたしましても、引き続きこういったところを活用していきたいというふうに考えて

いるところでございます。以上でございます。

○７番（向谷伸二）　（挙手）

○議長（髙橋公時）　７番　向谷伸二議員。

○７番（向谷伸二）　さまざまな課題というか問題はもちろんあると思いますけど、やはりそれで成功しているところもあるわけですから、それをしっかり見習って活用していくということは必要だと思います。農業が基盤の町ですけど、農業従事者がいないという現実があるわけですよ。そこにどうやったら人材をきっちりしっかり当てはめていくかっていうことも、やはり考えていくべきだと思います。たとえば協力隊に来ていただくっていうことは、町が課題としている、解決できない問題をフォローしていただくっていうことでもあるわけですよね。当然行政がそれを支援するっていうのは私は当然だと思いますよ。できてないことをやってもらうっていうことですから。ですからその辺も含めて、いかに支援体制をもちろん何でもかんでも支援するというわけにはいかないというのはそれはもちろん認識してますよ。ですけど、一定の仕事があるような状況に持っていくっていうことが必要だと思います。それでもちろん最終的には独立していただくということですけど、やっぱりその辺も仕組みとして考えて、どうやってこの世羅町に対して、どうやったらそれがうまくピースとして埋まるのかということを検証して進めていくべきではないかなというふうには思っています。どうでしょうか、お考えは。

○企画課長（藤川道代）　議長。

○議長（髙橋公時）　企画課長。

○企画課長（藤川道代）　お答えいたします。今議員からご提案いただいた件に関しては、確かにそういった行政のしっかりと支援を考えながら仕組みとして進めていくということは、大切なのかなというふうに受け止めたところではございます。しっかり考えてまいりたいと思います。以上でございます。

○７番（向谷伸二）　（挙手）

○議長（髙橋公時）　７番　向谷伸二議員。

○７番（向谷伸二）　次の質問に行きます。持続可能な地域運営に向けた今後の具体的な取り組みは。

○企画課長（藤川道代）　議長。

○議長（髙橋公時）　企画課長。

○企画課長（藤川道代）　お答えいたします。４点目の「持続可能な地域運営に向けた今後の具体的な取組みは」のご質問にお答えいたします。町では、令和７年度より地域のあり方について、行政内部における地域への依頼事項などの調査を実施するとともに、各地域へのヒアリング及び地域の中組織を対象とした集落活動に関する調査を実施し、現状把握に努めてまいりました。また、今年２月には地域づくりシンポジウムを開催し、多くの関係者の方々にご参加いただく中で、関係人口の大切さや、地域づくり先進地の実践例を紹介いただくなど、それぞれの立場で地域の今後を考える機会となったところでございます。

今年度は、関係団体等の代表者の方による「地域のあり方検討委員会」を立ち上げ、地域の今後のあり方についての議論を始めております。今後も各住民自治組織による地域での将来像を確立するための実態把握調査や地域での話し合いの支援を継続して行うとともに、研修会の開催や、これからの地域のあり方について、皆さんと一緒に考えてまいります。以上でございます。

○７番（向谷伸二）　（挙手）

○議長（髙橋公時）　７番　向谷伸二議員。

○７番（向谷伸二）　ご答弁の中で令和７年度から行政内部における地域への依頼事項の調査や各地域へのヒアリング、中組織を対象とした集落活動に関する調査を実施したというふうにございましたが、このことについてちょっとお伺いするんですが、この調査は地域に依頼している業務や役割を整理したり、地域の負担を軽減することが目的でされたのか、あるいは地域の依頼事項について廃止、縮小、集約あるいは行政が担うなどの見直しに繋げていく考えがあるのか、その辺のことについてお伺いをいたします。

○企画課長（藤川道代）　議長。

○議長（髙橋公時）　企画課長。

○企画課長（藤川道代）　お答えいたします。議員がおっしゃっていただきましたように、まずはどういった依頼事項があるかを調査した上で、この軽減に繋げていきたい、見直しを図ってまいりたいというのが目的で実施した調査でございます。以上でございます。

○７番（向谷伸二）　（挙手）

○議長（髙橋公時）　７番　向谷伸二議員。

○７番（向谷伸二）　それは具体的に何か見つかりましたか。内容は。
○企画課長（藤川道代）　議長。
○議長（髙橋公時）　企画課長。
○企画課長（藤川道代）　お答えいたします。昨年度、この調査を実施いたしました。実は住民自治組織いわゆる自治センターに対していろんな事業をお願いしたり、委員の選出等をさまざまな各いろんな課から依頼をしておりますが、こういった全庁的、全課に対して調査を行ったというのは初めてのことでございました。さまざまに私も思っていた以上にいろんな課からいろんなお願いをしているのだなということの把握をさせていただいたところでございます。

一方で、そういった各種組織への委員の選出であったり、また組織の立ち上げ等に、事業の実施等については、そこには多くの場合、国に紐づいている、国の施策がこうだから地域にお願いしているとか、県がこういうことをお願いしてきてるから地域にお願いしているというような、なかなか町だけで、じゃあ、これとこれ似たような役割だから一緒にしましょうとか、なかなか簡単なことではないんだなというのもこの調査をしてわかったところでございます。ですので、まだ具体に負担の軽減というところには繋がっておりませんが、そういった現状をしっかりと把握した上で、どういった見直しができるのかは今後検討してまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。
○７番（向谷伸二）　（挙手）
○議長（髙橋公時）　７番　向谷伸二議員。
○７番（向谷伸二）　実際自治センター長様からですね、いろいろご意見をお聞きする中で、負担が大きいというのは聞いております。ですからその辺はしっかり精査をしていただいて、取るべきものは取る、やっていただくことはやっていただく、その辺のすみ分けをしっかりしていただいて、業務効率の良い状況に持っていっていただきたいというふうに思っております。

人口減少を前提としたこれまでと同じことをこれまでと同じやり方で続けるということには限界があります。地域を維持するために何を残し、何を縮小し、何を再編していくのか。こういったことについて地域住民と行政が共通認識を持ち、地域ごとの将来像を描いていく。これが非常に重要だというふうに思っております。町として、各地域の将来像づくりや地域活動の見直し、行政の役割分担、先ほども

ありましたけど、役割分担などについて、具体的にどのような取組みを進めていくのか、お伺いをいたします。

○企画課長（藤川道代）　議長。

○議長（髙橋公時）　企画課長。

○企画課長（藤川道代）　お答えいたします。先ほどご説明をさせていただきました令和７年度におきましては、各種世羅町役場内も調査をさせていただき、またその調査結果を受けて副町長を会長とする関係課、住民自治組織と関係の深い課で組織する地域のあり方検討会議、これは役場内の会議でございますが、そういった組織も立ち上げて、各種調査を実施したり、現状認識のすり合わせ等を行って今年度に繋げたところでございます。今年度といいますのは、今度は役場内部でいろいろ話し合ったものも含めて地域のあり方検討委員会の立ち上げを今年度については行っているところでございます。この地域のあり方検討委員会というのは、大学の先生を委員長として世羅町議会からも代表の方に出ていただいたり、住民自治組織、社会福祉協議会からも代表の方々に出ていただき、また広島県や島根県中山間地域研究センターの専門委員の方にもオブザーバーとして入っていただく中で、現在までに２回のそういった委員会を開催し、世羅町の置かれている現状について説明をさせていただくとともに、各種今後についてご意見を賜っている状況でございます。

　最終的には今年度中にそういったところを取りまとめた上で、町長に対して提言書を提出していく、そういった形で現在進めているところでございます。以上でございます。

○７番（向谷伸二）　（挙手）

○議長（髙橋公時）　７番　向谷伸二議員。

○７番（向谷伸二）　今、あり方についていろいろ検討されているというか、進められているということでしたが、島根県のオブザーバーが参加されておられるというふうにお聞きしておりますけど、いわゆる先行事例といいますか、成功事例といいますか、そういったものもあるのでしょうか。

○企画課長（藤川道代）　議長。

○議長（髙橋公時）　企画課長。

○企画課長（藤川道代）　お答えいたします。おっしゃっていただきますように島根県は、ずいぶん早くから、人口減少も進んでいる地域でございまして、その分早

くからこういった対策に乗り出しておられる地域でございます。

島根県のこのオブザーバーに入っていただいております中山間地域研究センターというのは島根県の職員さんではありますが、中国地方については中国地方の知事会でこの組織をしているところですので、広島県にもいろいろとご支援、ご助言をいただいているところでございます。そういった中で島根県の先進的な取組みについてもこの会議の中でもご発言いただいております。ただやはりおっしゃっていただくこともちろん世羅町で取入れていきたいものもたくさんございますが、逆に、やはりその地区その地区での特徴もそれぞれありますので、こういった地域のあり方というのは必ずしもこれが正解、これをすれば全て解決するというようなことがないのだなということも感じているところでございます。そういった先進的な取組みを聞きながら取り入れられるところは取り入れてやっていきたい、そのように考えております。以上でございます。

○７番（向谷伸二）　（挙手）

○議長（髙橋公時）　７番　向谷伸二議員。

○７番（向谷伸二）　今日いろいろ質問させていただきましたけど、先ほども課長がおっしゃられましたように、地域によって皆違うという部分がございます。ですから一律にということはないと思います。そのためにも、やはり住民の方をしっかり巻き込んだ話し合いをしていくということが最も重要かなというふうに思っています。上から押し付けられたものをやるっていうんじゃなくて、中で決めたことを自分たちでやっていくっていうのが一番前に進む方法だというふうに思っておりますので、まずそれが今のあり方検討委員会ですか。それを活用していただいて、しっかりそれが住民の方との話し合いに繋がっていくということ。そのことで地域の中の力をしっかりと引き出していただきたい。その元気な地域ならではの特徴をしっかり伸ばしていただけるような取組みというか、そうやって元気になれるような取組みを、しっかり今後も着実に前に進めていっていただきたいということを要望して、私の一般質問を終わります。

○町長（奥田正和）　はい。

○議長（髙橋公時）　町長。

○町長（奥田正和）　では私のほうで地域のさまざまな取組みについては各自治センターごとに地域ビジョンも作っていただく中で、いろんなイベントも季節を感じ

させるような感じでですね、行っていただいています。しかしながらできない、敬老会であってもですね、何年かはできなかったところもありますし、また復活しようというところもあります。この取組み、規模の大きさによって違うわけでございますけれども、住民からすれば、やっぱりお隣さんが羨ましいような事業もたくさんあるんじゃないかと思います。今は総合交流、さまざまにスポーツにおいてもされていますよね。そういったこともあるし、さまざまなところで特色あるイベントに皆が交流して行き交いできるような、そういったところも必要なんじゃないかなと思っていまして、先ほどあったようなスポーツ交流もそうですけれども、たとえば以前ちょっとあったように、地域で大きなイベントというか、たとえば演歌歌手を呼んできてとかいうような提案もありましたよね。そういうところが、元気なところが出てくれば、今度はまた自分の地域ではこういうことをやってみようじゃないかとか、いろんな提案が出てくる。それに、町外の関係人口をしっかり巻き込んで、たとえば来ていただいたお礼はお米で渡すとか、野菜で渡すとか、さまざまな交流のあり方があると思いますので、何か関わっていただけることを進めながら、また世羅に住もうかとか、たとえばうちの孫をちょっと連れてきてとかですね、いろんなことができるんじゃないかなと思っています。私もできたらですね、子育て家庭に世羅に住んでいただいて、ベッドタウン化し、世羅から南も北も東も西も行きやすい場所でありますので、そういったところを狙っていきたいなと思っています。イベント疲れをしないように。先ほどあったように、町から何かお願いを全部してるというんじゃなくって、ある程度こういったものは自分たちで取組むので何かこういう応援メニューを作ってくれとか、そういうところの関係をですね、しっかり企画であったり、それぞれの担当課において、同じことを続けてやるんじゃなくって、発展系のものにやっていく必要があろうかと思います。何か役場の代わりをしてるんじゃというような形で、人がいないとかですね、費用がいるとか、さまざまなご意見をいただくわけで、そうならないようにですね、しっかりそういった地域の応援メニューも、そして地域のやりたいことも、お願いする場合にはしっかりですね、そういったところの仕組みとか、やり方についてもですね、しっかり関わっていきながら、どの地域に住んでも本当いいなと思うような 13 がですね、やっていく必要があろうかと思いますので、そこはしっかり、またいろいろとご意見も賜りながら、私も移動町長室、呼んでもらえるとこが少なくなりましたので、ち

ょっと寂しい面もあるんですけれども、できるだけそういったところにも声を出して行かせていただければと思っています。よろしくお願いします。

○議長（髙橋公時）　以上で　７番　向谷伸二議員の一般質問を終わります。

お諮りします。

本日の会議は、これで「延 会」したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

〔　「異議なし」の声　〕

ご異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで「延 会」することに決定いたしました。

本日は、これで「延 会」します。

次回の本会議は、９月４日　午前９時から「開 会」いたしますので、ご参集願います。

（起立・礼）

延　　会　　１５時１０分